

第 74 回全国代表者会議 決議

2019 年 3 月 24 日

全国大学院生協議会

内容

全国大学院生協議会（全院協）の意義と役割	2
第1章 現在の大学院・大学院生をめぐる情勢.....	4
第1節 大学改革	4
第2節 軍学共同の進展.....	8
第3節 国際人権A規約第13条をめぐる「2018年問題」	11
第2章 2018年活動総括.....	14
第1節 2018年度大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査	14
第1項 調査用紙の配布・回収・集計.....	14
第2項 アンケート調査項目.....	15
第3項 調査結果の分析.....	15
第4項 報告書の作成と活用.....	16
第5項 2019年度への提案	16
第2節 省庁・政党・議員要請	18
第1項 要請行動の意義と目的.....	18
第2項 2018年度省庁要請行動の到達と課題	18
第3項 反省点・総括.....	27
第4項 要請行動準備に関する申し送り事項.....	28
補足 2018年度要請行動 要請資料.....	29
第3節 文部科学省レクチャー	32
第1項 レクチャーの概要	32
第2項 概算要求の要点のまとめ.....	32
第3項 レクチャーの回答と全院協としての位置づけ	33
第4項 総括と展望-次年度への提案-.....	35
第4節 広報活動	39
第1項 全院協ニュース.....	39
第2項 ブログ・Twitter・Facebook	41
第6節 他団体との連携.....	45
第1項 2018年度の取り組み.....	45
第2項 2019年度への提案	47
第7節 加盟校拡大ならびに全院協の組織基盤強化.....	48
第1項 2018年度加盟校拡大の方針の確認.....	48
第2項 2018年度の取り組みと組織基盤強化に向けた提言	48
2018年度 全院協活動記録	51

全国大学院生協議会（全院協）の意義と役割

現在、大学院生を取り巻く環境は、急激な変化にさらされている。

1990年代前半からの大学院重点化や大学改革の中、大学院生数は、90年の90,238人から急激に増加し、2000年に20万人を突破したが、現在は博士課程への進学者が半減するなど減少局面にある。また近年では、専門職大学院、留学生や社会人大大学院生の増加により、大学院・大学院生のあり方もますます多様なものとなっている。このような状況の下で、大学院生の生活・研究環境の悪化が、全院協の毎年実施する経済実態に関するアンケートから明らかになってきている。2011年以降、大学院生数は減少傾向にあり、2016年度は249,588人となった。特に人文社会科学系において大学院生数の減少は著しく、大学院生の貧困、研究生生活環境の悪化、雇用への不安が大きな要因であると考察される。

2018年度のアンケートからは、大学院生の多くが就職や経済的な不安を訴えており、大学院生の約8割がなんらかのアルバイトに従事している、奨学金借入れ経験者の87.6%が返済への不安を抱えているなどの深刻な実態が明らかになった。

一方で、全院協運動の中心を担う加盟校は、1980年代前半の40大学をピークに減少してきた。この院生協議会・自治会の減少の背景には、大学院重点化政策による大学院生の「多様化」、競争的環境の下での短期的な業績の追求やアルバイトなどによる大学院生の「多忙化」をはじめとする問題が重くのしかかり自治活動そのものが困難になってきた現状があると考えられる。

このような客観的な状況があるとはいえ、全院協の意義はよりいっそう大きなものとなっている。それは、アンケート調査等から浮かび上がる院生の研究・生活の悩み・不安が大きくなっているということにあり、そして、それを解決するべく大学院生の研究・生活環境改善を訴えるのは、私達大学院生自身において他には存在しないからである。もし、1年間何の活動も行わなければ、その間政治家の意識から大学院生は完全に消え失せ、いかなる政策でも通してしまおうということにもなりかねない。逆に継続的に要請を行うことで議員の中で大学院生の現状について関心や理解が広がれば、政治の状況を変えることにつながっていくはずである。これまで継続的に、(1) 大学院生の実態を広く把握するために、アンケートの回答者を増やすこと、(2) アンケートに寄せられた大学院生の声を文科省や国会議員に伝えて政策に反映させること、(3) 多様なネットワークを活かし、加盟校を拡大することを重要な課題に設定し、活動してきた。結果として、2018年度は702枚のアンケートを回収し、省庁・議員・政党要請ではアンケート結果を元に報告書を作成し、大学院生の実態とその改善を訴えることができた。政党・議員要請には、大学生・大学院生のべ18名の参加があり今年度も様々な大学からの参加が見られた。

本決議では、この間の情勢分析とあわせ、一年間の活動を総括し、来年度の活動への提言を行なう。第1章では、現在の大学院・大学院生をめぐる情勢を分析し、それらに対する全院協の主張をまとめる。続いて、第2章において本年度(2018年度)の活動を総括し、来年度(2019年度)への提言を行う。

第1章 現在の大学院・大学院生をめぐる情勢

1990年代の半ばから日本の高等教育政策はその新自由主義的な色合いを強めてきた。とりわけ大学改革をめぐっては、「グローバル化」に対応するという題目の下、大学の事実上の市場化が進められてきた。具体的には、大学組織の問題として、企業における経営者に擬して国立大学法人における学長の権限が強められ、トップダウン型の組織への改組が進められた。これによって学生自治会はもとより、教授会の権限も著しく狭められてきた。また、財政上の問題に関しても、各大学に割り当てられる運営費交付金や私学助成金の総額が漸減されることによって、国公立か私学かを問わず各大学が学生獲得のために狂奔せざるをえない状況が作り出された。そればかりか目減りした運営費交付金や私学助成金を補う必要から、個々の研究者ないしは研究機関が競争的資金の獲得のため事実上国家や企業の利益に適う研究をすることを強いられるという状況が生み出されている。とりわけ第二次安倍政権の発足以後、国立大学に対して式典時に国旗掲揚や国歌斉唱を要請するなど、今日に至るまであからさまに新保守主義的な色合いを強めてきた。

全国大学院生協議会（全院協）は、『2015年度 第71回全国代表者会議 決議』において、上記のような大学改革の過程を総括的に評価し、第2次安倍政権以後、これまでの自己責任論・受益者負担論に依拠しつつも「国家による教育と学問の統制および一律の予算削減を全面に主張する点に異常な性格が存在する¹⁾」ことをつとに指摘してきた。こうした認識は、今日においても大局的には変わっていない。確かに、2017年には給付型奨学金の制度化が実現し、運動の力が大きな前進に繋がったことは高く評価されて然るべきである。しかし、こうした諸制度の拡充も、それが大学院生を対象としていないことなどから限定的なものとして捉えるべきであろう。

以下では、上記のような認識に立ち、今日進められている大学改革を、① 国家の高等教育政策、② 軍学共同の進展、③ 国際人権A規約第13条をめぐる「2018年問題」という3つの角度から検討していく。

第1節 大学改革

近年の日本の高等教育政策は、新自由主義的経済政策のもとで、大学の市場化と「グローバル化」への対応を迫る経過をとってきた。2004年の国立大学法人化の前後より、市場化を求める政府・文科省、市場化に対応する大学・研究機関は「選択と集中」の原理により、短期的に、また数量的に評価できる学問分野を優先する傾向、また大学を産業界に役立つ人材育成の場にとらえ、それによる経済効果を求める傾向をとってきた。これ以降、現在に至るまで、大学は大きな変化、変質をさせられた。大学組織の面では、企業における経営機構に擬制された大学ガバナンス機構として、学長の権限が強化されたトップダウン型の組織への改組が進められた。財政面では、国立大学運営費交付金が2016年度までは

¹⁾ 『2015年度 第71回全国大学会議 決議』3-13頁。なお、全院協は同年度、議長談話として「安全保障関連法制の廃止を求めます」を出している。

低減され、それ以降は大学の評価による配分の額を拡大されたことに代表される、競争的資金獲得のための競争に大学と研究者が強いられることとなった。競争的資金獲得のための競争は、長期的視野をもった研究から短期間で評価される成果を出せる研究へ、産官学連携研究により政府や企業の利益のための研究に、多額の研究資金を助成する軍事機関からの補助を受ける研究に転化することを強えられる結果となる。そして資金を背景にした統制により、大学が政府の意向に従って運営されることとなった。若手研究者育成の政策は欠如し、一部の競争力のある研究者への補助のみがされるだけで、若手研究者の数の減少には歯止めがなく、日本の研究基盤が将来に向かって弱体化することとなる。大学院生、大学生をはじめとして国民的運動によって2006年度を最後に行われなかった国立大学の授業料値上げが、大学ごとの値上げという形によって再びされようとしている。優良な教育には応分の対価を求める自己責任論的発想は、教育がビジネスの一種として運営されるという事態が到来したことを意味する。第二次安倍政権の発足以後、国立大学に対しての国旗掲揚や国歌斉唱の要請という形で、新保守主義的影響を大学が受けている。

(1) 国家戦略と大学政策

現在に連続する大学政策が開始した時期は、2015年4月のガバナンス改革に関する改定学校教育法・国立大学法人法の施行、2016年1月の第5次科学技術基本計画の制定、2016年度からの国立大学第3次中期目標機関の開始といった、代表的な政策の適用時期として考えることができる。この期間における政策の変化は、大学をただ産業界の要求に従わせるだけでなく、国家戦略としての経済政策において、産業界への要求と大学への要求をリンクさせて政策を策定する傾向が出現したことを指摘できる。そのような動きが現れている一例として、「成長戦略」と称される基本的な国家戦略の文書における大学改革の具体的な記述の増大と、それらを反映し、記述まで類似した大学政策文書の出現に示される。その関係の一つは、例えば文部科学白書では、「グローバル人材」「イノベーション人材」の育成が研究とともに大学の主目的であるという記述を従来していたところ²、2016年版以後は、これまで見られなかった「第4次産業革命」そのものの説明と、それに大学そのものが適応するとともにそれに大学が適応するとともに人材育成を行う趣旨の記述に書き換えられている³。この「第4次産業革命」は、2016年6月の日本再興戦略2016以来、主要な国家戦略のキーワードとなっている。また、2016年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画において提唱された造語である「Society 5.0」⁴が、統合イノベーション戦略で実現のためのイノベーションの拠点として規定されたり、2019年度予算案において国立大学が「Society5.0の実現に向け、人材育成の中核・イノベーション創出の基盤としての役割」を

² 文部科学白書2014, p. 206 や文部科学白書2015, p. 210 など。

³ 文部科学白書2016, p. 202 および文部科学白書2017, p. 218。

⁴ Society 5.0 は、データサイエンスを基盤に実現をめざす社会のあり方を指して使用されている造語である。なお、ドイツ政府によって提唱された”Industry 4.0”が、語感が似ているが別の用語として知られている。

設定されたりと重要な目標となっている。一般的に第 4 次産業革命の要因として知られるサイバーフィジカルシステムや、それを構成するデータサイエンス、スマートマニュファクチャリングなどの技術と、それによって影響を受ける社会についての学問的関心が高いことは事実である。しかし、高等教育政策や科学技術政策にとどまることなく、たとえば「未来投資戦略」などの基本的な経済政策で、具体的な大学に対する要求や、産業、行政と大学の関係のあり方が規定され、それによって大学は今までになかった影響を受けている。

(2) 国立大学政策

今年の通常国会における安倍首相の施政方針演説で、「我が国から、新たなイノベーションを次々と生み出すためには、知の拠点である大学の力が必要です。若手研究者に大いに活躍の場を与え、民間企業との連携に積極的な大学を後押しするため、運営費交付金の在り方を大きく改革してまいります。」と、大学改革を進めることを宣言するなかで国立大学運営費交付金について具体的に言及した。国立大学運営費交付金は国立大学の運営の基盤となっている予算である。2019 年度予算では、この予算に占める競争的配分の額が 1 割近い 1000 億円に拡大された。この競争的配分は、これまで大学の評価に応じて配分されていた機能強化経費の額を増額するとともに、これまで大学が自由に用途を決めることができた基盤経費にも評価対象となる枠を設けることにより拡大された。拡大された競争的配分の額は約 800 億円であり、まさに国立大学のあり方を大きく変容させ、劣化させるものである。この運営費交付金の制度改革は、昨年 11 月 20 日に突如として財政制度等審議会で提案されたものが予算案に反映された。この配分基準では、首相が「民間企業との連携に積極的な大学を後押し」とするように、産学連携研究やそれによる資金獲得実績を反映させることが予想され、大学がますます産業界に協力する研究に偏重し、そうでない分野の位置づけの低下も考えられる。また財政制度等審議会で根拠とされたデータには大きな問題があることが国立大学協会により指摘された⁵。問題がある財務省による主張には、「国公立大学への学生一人あたり公的支援は主要先進国の中でトップクラス」という主張が「具体的にどのようなデータを用いたのかが全く分からない」と指摘されるほか、「日本の論文 1 件あたりの研究開発費が高額である」、「科学技術関係予算の対 GDP 比の伸びが先進国と遜色ない」などの主張も、恣意的なデータの提示をもとに導いており不適切であることが指摘された。現在すでに大幅に不足している国立大学の運営資金を、より一層削る政策は悪影響が大きく危惧される。

2019 年度のもう一つの大きな国立大学改革の動きは、国立大学の法人統合を認める国立大学法人法の改正である。現在法改正については、法案が国会に提出された段階にある。制度としては、国立大学法人が複数の大学を運営することができるほか、一大学の法人

⁵ 国立大学協会, 国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を!, <https://www.janu.jp/news/files/20181102-wnew-seimei.pdf>.

であっても学長と別に理事長を置くことができるという変化がある。すでにこれに基づく統合計画として、名古屋大学と岐阜大学が統合した東海国立大学機構の形成、静岡大学と浜松医科大学の統合、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学の統合、奈良教育大学と奈良女子大学が統合した国立大学法人奈良の形成が検討されている。このうち特に岐阜大学や静岡大学では学内議論が不十分であることによる大きな反対の声が起こっている。この制度により学長と理事長が分離された場合には、大学運営がいつそう外部理事の影響を受けることや、理事長が問題を起こした場合に歯止めがきかず、大学運営に影響を来しうることが問題として指摘されている。

(3) 私立大学政策

私立大学は、学生数が大学院で 33%、学部では 74%という相当な割合を占めており、高等教育の中で不可欠の役割を担っている一方、私立大学への助成、私立大学の学生への支援は諸外国と比べて少なく、また国立大学学生との負担は大きな差となっている。この中で日本私立大学連盟は、「高等教育政策に対する私大連の見解」を発表した。この中では現在の高等教育政策が、「一律の基準や強制力を伴った施策」により私立大学の自主性を損なうものとなっていることを中心に問題を指摘し、対応を政府に求めている。国立大学のみならず私立大学でも大学の運営が政府の統制を過剰に受け、研究、教育に影響する事態となっていることに対する反発の動きといえる。

(4) 研究開発政策

研究の推進についての政策はまさに「選択と集中」の原理が反映されている。統合イノベーション戦略に見られるように、大学や研究機関での研究は、Top10%論文数として数量的に評価を受ける研究を推進することと、産業界で役立つ技術開発としての「イノベーション」研究が支援の目標となっている。研究支援制度の中でも大型プログラムとして、2018年度までの ImPACT に代わる制度としてムーンショット型研究開発制度が創設され、予算案で約 1000 億円が計上されているが、これも「破壊的イノベーション」として応用性のある研究に限定される。基礎研究への支援は少ない現状が続いている。この点についてはノーベル賞受賞者のなかで大隅良典氏が「現在の科研費、とりわけ基盤研究の絶対額が不足しており、採択率がまだ圧倒的に低い。今の 2、3 倍になれば大学などの雰囲気も変わる」⁶と指摘するように、基礎研究は求められる数に比して実際の資金によるバックアップが非常に少ない状況が続いている。

(5) 人材育成政策

大学、研究機関の研究者の育成は、将来の研究基盤の質に影響する重要な課題である。

⁶ 「科研費について思うこと」,

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/29_essay/data/no78_ohsumi.pdf.

若手研究者に対する支援が必要であるという認識は、現在の高等教育政策にもあり、「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」「国際競争力強化研究員事業」が来年度新たに開始することや、財政制度等審議会による「平成 31 年度予算の編成等に関する建議」でも、若手教員比率を運営費交付金配分で考慮する、若手教員の処遇を改善するという記載があることなどの政策がある。しかし、これらの対象はあくまで一部の実績のある若手研究者にとどまっている。現在博士課程在籍者が減少している原因は、研究者としての安定したポストが少ないからであり、その全体数を変えないまま、一定の評価を受けている研究者の中の一部のみを対象とした政策を実施しても、博士課程在籍者の数の増大にはつながらない。若手研究者支援といっても、すでに競争力をもった一部の研究者を支援するだけでは、日本の研究基盤を将来にわたって充実させることにはつながらない。

一方で、大学院生に影響する制度としては、卓越大学院制度が開始され、その中で研究奨励金を支給することが可能となった。少しながらも大学院生の支援制度が増えたことは評価されることである。

イノベーションを求める経済政策の中でリカレント教育の推進が求められ、政策としては、社会人受け入れを行う大学への補助や、「Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業」が実施されることとなる。これにより大学院へ入学した者が、安定して研究ができ、雇業者から安定した待遇を受けられるように制度が運用されるか注視する必要がある。

(6) 大学改革への対抗

今年 2 月には、「大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム」（略称：大学フォーラム）が設立された。大学フォーラムは、現在の大学の直面する「危機」として、「基盤的経費の削減による教育研究の土台の弱体化」と、「不断の『改革』の押しつけによる大学の疲弊」の 2 点があるとし、大学の運営での自主性の尊重と、高等教育への公財政支出の増大を現状に対する対案として求めている。また、学費負担の軽減も同時に求めている。これまでも大学院生、大学生、大学教職員は大学改革の問題を是正する要求をしてきたが、この大学フォーラムでは発起人に梶田隆章氏、呼びかけ人に白川英樹氏の両ノーベル賞受賞者を擁し、呼びかけ人はこれまでの大学政策に関して発言してきた人びとよりも広い人びとから構成されている。大学の教育研究環境の劣化に関する現状が、より社会に発信され、現在の政策の改善につながる役割を担うことが期待される。

第 2 節 軍学共同の進展

(1) 軍学共同に関する動向について

日本の軍学共同に関する情勢分析をするにあたって、まず「防衛白書」⁷などから政府の問題意識を、とりわけ技術・研究開発に焦点を当てながら確認しておきたい。近年、欧米では国防費の大幅な増大のもとで、防衛生産・技術基盤の維持・強化のための取組を進

⁷ ここでは「防衛白書 平成 30 年度版」を参考にしている。

めている。欧米においては、防衛産業の合併・統合が進み、同盟国・友好国間での共同開発・生産や技術協力を加速させている。また、各国政府は、企業や大学などへの資金提供による国防研究開発も進めている。その中で開発された欧米諸国の兵器は、近年中国の影響力拡大のもとでアジア各国が相互促進的に導入を進めている。政府の認識によれば、軍事的緊張が高まっている。

日本政府は、以上のような認識の中で、次のような動きを見せている。集団的自衛権の行使を容認する閣議決定が2014年7月1日になされた。この集団的自衛権の行使を容認する流れを受けて、反対運動が広がっていった⁸が、安倍内閣は、2015年9月19日に安保法制＝戦争法を強行採決の末に成立させ、10月1日にはその推進主体として防衛装備庁を発足させた。集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に対して、憲法9条に反するという批判と共に、憲法9条に反することを閣議によって決定し、これを根拠に安保法制＝戦争法を成立させたことは民主主義に反することであり、また、憲法99条・憲法尊重擁護義務に反するものであるという批判が相次いだことで、安保法制＝戦争法に反対する運動は広がりを見せたといえる。この後、2016年11月15日には、この法律に基づいて南スーダンへの自衛隊海外派兵に対して武力行使を可能とする「駆けつけ警護」任務の命令が発せられ、安保法制＝戦争法が着実に動き始めている。これに対して、安保法制違憲訴訟が各地で繰り広げられている。

(2) 軍学共同を推進する「安全保障技術研究推進制度」について

これらの動向を背景として、大学等における研究活動に多大な影響を与えている。先進的な民生技術の軍事転用を目的とする「安全保障技術研究推進制度」による影響が大きい。2014年4月に武器輸出三原則を事実上撤廃し、防衛装備移転三原則が策定され、一定条件を満たせば武器の輸出が許可されるようになった。この武器の製造にあたっては、内閣は大学や研究所、民間企業の技術開発を動員する必要に迫られる。そこで、個々の研究者を軍事研究に参画させるために、2015年度より始まったのが「安全保障技術研究推進制度」という、防衛装備庁が自衛隊の防衛装備品に応用できる大学や公的研究機関などの最先端研究に資金を出す競争的資金制度である。応募資格は大学や研究所、民間企業の研究者であり、「軍」が「学」と「産」を巻き込み、この三者を「官」が結び付ける体制の構築を目論んでいることがうかがえる⁹。この制度に採択された研究には、研究進捗を管理する「職員（プログラムオフィサー）」が付けられる。この問題点については、日本学術会議の声明において次のように指摘されている。「防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」（2015年度発足）では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査

⁸ 例えば、自由と平和のための京大有志の会が発表した声明書がある。

<http://www.kyotounivfreedom.com/manifesto/>

（最終閲覧日：2017年3月6日）

⁹ 池内了『科学者と戦争』岩波新書、2016年、68-69、94-95頁

が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」¹⁰。

「安全保障技術研究推進制度」の予算について¹¹は、2015年度は3億円、2016年度は6億円であったが、2017年度の安全保障技術研究推進制度の予算には110億円が計上され、2018年度は101億円、2019年度にも同額の予算が付けられる。2016年度に応募総数が減少したことが影響しているのかその詳細は不明ではあるが、予算の大幅な増額が行なわれた。大学での研究費配分が少なくなっていることから、背に腹は代えられずなくなく申請する者が出てくることが想定され、多額の予算をつけて誘導しようとしている現状は「研究者版経済的徴兵制」¹²と称されるべき状況である。

実績に関しては、2017年度までに33件の研究課題が採択された。初年度は大学等からの応募が全体の53%を占めていたが、2018年度には16%にまで低下している。また、応募総数も2015年度の109件から2018年度の73件にまで低下している。大学などからの応募が減少している背景として、後述するような反対運動や世論の高まりがあると考えられる。

(3) 「安全保障技術研究推進制度」の「正当化」論理について

ところで、この「安全保障技術研究推進制度」に研究者を誘導するために使われているのがデュアルユースという論理である。ここでのデュアルユース論とは、科学研究の成果は民生利用（平和利用）にも軍事利用にも使える性格を持つから、科学研究を単純に民生研究か軍事研究か分けることはできない、という議論・主張である。日本学術会議が安全保障と学術に関する検討委員会を設置した理由にも「軍事的に利用される技術・知識と民生的に利用される技術・知識との間に明確な線引きを行うことが困難になりつつあるという認識がある」¹³と謳われていることから、この議論・主張を従来の学術行政からの転換の根拠としていることがうかがえる。この議論は、科学はデュアルユースだから、それを悪用されてもそれは科学者には罪がなく悪用した者にのみ罪がある、という考え方を導き出し、軍事利用につながる研究でも、自らは民生研究としてやっているのであり軍事利用されるのは自らの問題ではないから、安全保障技術研究推進制度の競争的資金を獲得してもよい、という判断を下すことができ、研究者が結果責任を回避する途を開いたのである。

確かに、科学研究はデュアルユースの側面を有している。とはいえ、軍事利用に加担しない方向を考えれば、軍から供与されている資金を用いて行われた研究が軍事研究であ

¹⁰ 日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」2017年3月24日
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-2.html>（アクセス日2019年3月19日）

¹¹ 防衛省「各年版 わが国の防衛と予算」を参照。
<https://www.mod.go.jp/j/yosan/yosan.html>（アクセス日2019年3月19日）

¹² 前掲池内了『科学者と戦争』、139-141頁

¹³ 「課題別委員会設置提案書」（最終閲覧日：2017年3月6日）

<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/anzenhosyo/pdf23/anzenhosyo-setti.pdf>

ると考え、軍からの資金を使わなければよいことであろう。軍が資金を出すということは、それが基礎的研究であれ軍にとって興味関心があるということであり、研究の方向性に関して軍の関与を強め、軍用化につながる一步を踏み出しているのである。

これに対しては、そのようにすることで研究者の学問・研究の自由を侵害しているのではないかという批判もあり得よう。とはいえ、次のような問題点がある。「一方は、自己の研究を飛躍的に展開できる好条件の機会を目の前にして——ことに従前研究費不足のため、研究意欲を抑えて来ざるをえなかった場合——研究者的良心の見地から研究の遂行を熱望しており、他方もまた、学問研究を外在的要因に煩わされないで純粋に学問固有の要求の観点から最も有効に遂行しうる理想的条件をもった・或はもつべきものとしての学問研究共同体の役割を貴重と考え、この研究体制を乱す行動を抑えようとするものである。ことに、このような学外の発意にもとづく研究資金は、その性質上当然に部分的・特殊的であり、大学全体の調和ある研究体制を歪める働きをもつ」¹⁴。研究者個人の学問研究の自由と「学問研究共同体」の一体性を大学構成員全員が参画して、大学内部の共通理解を得ながら合意を形成していくことを通して調和させていくことが求められるだろう。

(4) 軍学共同に対する反対運動

日本の学術行政は戦前の反省から軍学共同には反対の立場をとり続けてきた。日本学術会議は1950年4月の第6回総会で「戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない決意の表明」を発表した。また、1967年の第49回総会で「真理の探究のために行われる科学研究の成果が又平和のために奉仕すべきことを常に念頭におき、戦争を目的とする科学の研究は絶対に行わないという決意を声明する」と発表した。2017年3月24日には「軍事的安全保障研究に関する声明」を発表した。また、2018年9月14日に名古屋大学において「軍事的安全保障研究の取扱いに係る基本方針」が打ち出された¹⁵。2019年3月16日に日本天文学会は「天文学と安全保障との関わりについて」という声明を発表¹⁶し、軍事には加担しないことを明確化した。軍学共同の動きに対して、今後も各方面からの運動の発展が期待される。

第3節 国際人権A規約第13条をめぐる「2018年問題」

日本政府は、1979年の国際人権A規約（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」）の批准時に留保をしていた同規約13条2項（b）（c）等を、民主党政権期の2012年に留保撤回し批准した¹⁷。これらの条項への批准は、国際人権規約の締結国

¹⁴ 高柳信一『学問の自由』岩波書店、1983年、115頁

¹⁵ 名古屋大学「軍事的安全保障研究の取扱いに係る基本方針」2018年9月14日、<http://www.nagoya-u.ac.jp/info/20180918.html>（アクセス日2019年3月19日）

¹⁶ 日本天文学会 <http://www.asj.or.jp/>（アクセス日2019年3月19日）

¹⁷ 国際人権A規約13条1項および2項の全文は次の通りである。

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人

160 カ国中 159 番目という遅さであった。

これらの規約には、高等教育までの「無償教育の漸進的導入」がうたわれており、2012年の留保撤回によって、政府はこの条約を「誠実に遵守」することが義務付けられていると言える¹⁸。外務省は、「この通知により、日本国は、平成24年9月11日から、これらの規約の適用に当たり、これらの規定にいう『特に、無償教育の漸進的導入により』に拘束される」という通知を発表した。

2013年5月には、同規約の履行を促す社会権規約委員会が、5年後の2018年5月までに日本政府に無償教育の迅速な実行を中心とする要求、勧告を行っており、したがって今日的にはこの要求、勧告に対して、日本政府がどのように検証、回答するかが焦点となっているといえる。これが国際人権A規約13条をめぐる「2018年問題」である¹⁹。

それというのも、学費無償化の実現を謳う上記規約を批准したにも関わらず、2012年以降、日本政府は中等・高等教育に対する支援を削減してきたからである。単純に財政的な面から見ても、例えば、2004年の国立大学法人化以降、運営費交付金を毎年1%ずつ削減するといった政策をとってきた。その結果、運営費交付金は法人化を行った2004年の水準と比較して1444億円削減されている。最近では運営費交付金について、総額での減少には歯止めがかかっているものの、例えば国立大学への評価（重点支援枠）による傾斜的な予算配分を導入するなど、教育の権利の保証という理念と逆行する政策が行われている²⁰。

格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

- 2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
- (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。
 - (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。
 - (d) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。
 - (e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

外務省 HP「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_004.html、2019年3月23日最終閲覧。

¹⁸ 日本国憲法第98条第2項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」

¹⁹ 本問題に関しては、三輪定宣「国際人権A規約13条をめぐる『2018年問題』とその課題」（「奨学金の会」結成10周年プレ集会レジュメ、2017年11月8日）を参照した。

²⁰ 「平成30年度国立大学法人運営費交付金の重点支援の評価結果について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/1402999.htm、2019年3月23日最終閲覧。

2018 年は東京工業大学や東京藝術大学が約 10 万円の値上げを決めたが、これらに対して政府や文科省からは一切懸念の声が上がりず（文科省要請での質問の際にも教育無償化に直ちに逆行するものではないとの見解が示された）、来年度入学分から値上げが実施されることとなった。値上げによっても受験者数が確保できると見れば、全国の各国立大学がこの値上げに便乗するといった動きも出てきかねない。

結局、2018 年中に、政府は報告書を提出することはなかった。実際前回の報告書についても 3 年間ほど遅れての提出となったようで、慢性的に遅れる傾向がある。

ところで、近年政府は、消費増税による社会保障の充実をうたっており、その一環として「幼児教育無償化」（2019 年開始）とならび、「高等教育の無償化」を 2020 年 4 月から実施することを掲げている。財務省要請でも聞かれたとおり、こうした「無償化」を「漸進的無償教育導入」に向けた動きとして PR するような目論見でいるのだろうと推測される。

しかし、その具体的政策としては、住民税非課税世帯（世帯年収 270 万円未満が一つの目安）およびそれに準ずる世帯（世帯年収 370 万円未満）に対する授業料減免措置に留っており、さらに大学進学後の成績によっては打ち切られる可能性もある。しかも、無償化の対象となる大学側にも、「実務経験のある教員による科目の配置」や「外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること」などを始め様々な要件が課されている。つまり、今回「教育無償化」として掲げられたものは、対象を、「貧困世帯」に限定し、「優れた大学」で学ぶ「優れた学生」のみを対象に行われる、まさしく括弧付きの「高等教育の無償化」なのである。

このような状況下で、権利としての無償教育を求める声を上げ続けること、それを世論に押し上げていくことが極めて重要になってくる。2019 年 3 月 4 日には、政府が委員会に対して提出するであろう報告書に対して、実情を記したカウンターレポートを作成するための準備会、「権利としての無償教育を実現する市民報告書作成会議」の結成集会が開かれた。政府に対して、報告書の早期提出を粘り強く要求すること、実情を伝えるカウンターレポートを作成していくことは今後につながる非常に重要な運動である（教育の問題を扱う団体同士が広く連帯するという意味においても）。「2018 年問題」は昨年で終わった問題なのではなく、むしろこれからが重要な局面を迎えると言って良いだろう。全院協としても、こうした動きに連帯し、その一端を担っていくことが求められているのであろう。

第2章 2018年活動総括

第1節 2018年度大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査

全院協では、大学院生の研究生活の実態の客観的な把握と、大学院生の生活・研究所蔵権の向上を訴えるための資料として、2004年度から「大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査」を行っており、今回は15回目の調査となった。今年度もアンケート調査を例年通り実施し、その結果を報告書としてまとめた。ここでは、本年度のアンケート調査の実施経過を振り返り、その到達点と課題について総括する。

第1項 調査用紙の配布・回収・集計

アンケートの調査項目は、第1回理事校会議での議論を経て内容を決定した。回収目標は、昨年度を上回る1,000件とし、調査票（紙媒体）に加えてGoogleフォームを用いたWeb上の回答（Web版）の集約に力を入れることとした。例年理事校には紙版アンケート・Web版アンケート回収の目標数を定めていたが、紙版アンケートの回答が少なくなっている状況を考慮し、紙版・Web版の区別をせず目標を設定した。

調査票は、関東事務局で印刷し、6月11日紙版アンケートを発送しWeb版を公開して調査を開始した。調査票はWeb版のQRコードを載せたアンケート宣伝チラシ数枚とともに各学園に送付した。また、調査票データとWeb版アンケートのURLを全院協協理事校メーリングリストで共有し、全院協ブログにアップロードし協力を呼びかけた。Web版アンケートはtwitterでの告知も行い、twitterで大学院生をフォローすることによって告知をした。文系理系問わず各種学会にメールで協力を依頼し、一部の学会にはアンケート宣伝チラシを送付した。

紙版アンケートは、各大学担当者が事務局で用意した入力シートに入力した。Web版アンケートはGoogleフォームにより集計され、紙版アンケートと同一のデータに事務局で統合した。

紙版アンケートのデータ送付、Web版アンケートの締切はいずれも9月30日とした。紙版アンケートの数が減り、事務局での集計やデータクリーニング作業が減少したと考えられるため、例年よりも締切を繰り下げた。最終的な回収数は、紙版43件（昨年度126件）、Web版659件（昨年度678件）の合計702件となり、昨年度の804件より減少した。Web版アンケートの割合は約93%と、Web版アンケートの割合が過去最も大きくなった。

紙版とWeb版を合わせて、40都道府県の126国公立大学から回答が寄せられた。回答があった大学数は過去最多である。また、学会への協力依頼を786学会（昨年は470学会）に対してメールまたはWebサイトからの連絡により行い、結果として46学会（昨年は31学会）で、メール転送、Webサイトへの天才などの形式により、所属する院生会員への周知がされた。学会への協力依頼やSNSでの告知により、これまで回答実績のない大学からの回答が増大したと考えられる。アンケート回答者属性では、例年文系所属が多い傾

向があったが、理系の回答が増大しつつあり、これも学会への協力依頼や SNS での告知の効果であると考えられる。

Web 版の回答が増える一方で、紙版の回収数は減少している。主に加盟院協を通じて院生に渡される紙版のアンケートは、その配布・回収で、媒体としての存在感を示すことができ、それがアンケートの周知とともに全院協や加盟院協の活動のアピールにもなる効果がある。しかし、集める側の負担軽減や回答者側の利便性のために、Web 版アンケート告知チラシで告知を行っている例もある。いずれの方法をとるにせよ、実際に手渡しすることによって、院生と全院協や加盟院協のつながりを維持、拡大する効果がある紙媒体を、効果的に活用する必要がある。紙版の調査票は、回答数が減少する傾向があるが、今後も加盟院協の需要に応じて作成が検討されるべきである。

今回のアンケートでは、大学院生が受けるハラスメントの問題が浮かび上がったが、このような個々の事例ごとの特徴のある問題では、アンケート調査だけでなくヒアリング調査を行うべきではないかと検討をしたものの、実際に行うことはできなかった。しかし、全院協が多様な大学院生の実態を改善するためには、今後も検討を行うことが望まれる。

留学生の回答割合は例年在籍者に比べて少ないが、これを改善するために近年提起される英語版や中国語版などのアンケートの多言語化は、今年も導入に至らなかった。当事者の意見を把握する機会を確保しながら今後の対応が検討される余地がある。

理事校別アンケート回収数

一橋大学 77 京都大学 40 中央大学 15
 北海道大学 20 早稲田大学 6 名古屋大学 37

歴代アンケート回収数

年度	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18
総数	658	566	453	466	457	616	790	777	755	799	1000	1051	574	804	702
Web 版	—	—	—	(100)	41	135	130	137	220	311	511	669	425	678	659
大学数	18	14	—	—	21	22	41	40	38	51	82	118	61	118	126

第 2 項 アンケート調査項目

アンケート項目の検討にあたっては、(1) 要請行動などの運動方針策定に役立てること、(2) 大学院生の客観的状況をデータとして明らかにすることを観点として考慮したが、アンケート項目は選択肢の部分的な修正を行った以外は、昨年度とほぼ同様とした。

第 3 項 調査結果の分析

昨年度に引き続き、単純な集計とともに、(1) 課程、(2) 学系、(3) 所属機関、(4) 留学生、などを分析軸にしたクロス分析を行い、そこから見えてきたことを各項目の担当者

それぞれの言葉で表現した。

第4項 報告書の作成と活用

アンケート調査結果の速報として、アンケート調査結果の報告書完全版と合わせて概要版も作成した。これは、手に取りやすい形にして、マスコミをはじめより多くの人に本アンケートに関心を持っていただくためである。概要版にも自由記述欄に寄せられた声を内容に沿って随時織り込むなど、生々しい実態が伝わるよう工夫した。

アンケート報告書（完全版）には、はじめに今年度の調査結果の特徴をまとめた後、それぞれの項目に関する調査結果をグラフと文章を交えて掲載した。内容は（1）アンケート回答者の基本属性、（2）収入と支出、（3）労働実態、（4）学費、（5）奨学金、（6）留学生の経済実態、（7）研究活動の実態、（8）就職活動の実態、（9）研究・生活に関する意識、と項目立てし、それぞれ事務局メンバーが分担して作成した。参考資料として、自由記述欄に寄せられた回答全てと調査用紙を掲載した。

報告書は、完全版 300 部、概要版 400 部を作成した。完成した報告書は、例年通り各理事校に送付するとともに、マスコミ各社にも送付した。省庁・議員要請の資料として活用したほか、協力団体や参加企画でも配布を行った。また、マスコミからの取材や寄稿に関する資料としても活用した。報告書の結果の紹介記事がしんぶん赤旗に連載記事として掲載された。これは重要なデータをそのまま紹介する形式の記事で、ほぼそのまま全院協のデータが一般にも見られる形となった。

第5項 2019年度への提案

今年度は、各種学会への協力願いを早期に行い、多くの学会にメールでの周知やホームページへの掲載といった協力をしていただけただけで、多様な大学からの回答があった。しかしながら、回答数が減少した原因は、加盟校や事務局の担当者数が減少し、告知の数が減少したことが考えられる。

来年度もさらに Web 版の回答数を増やしていくために、引き続き各種学会への呼びかけや SNS での情報発信に力を入れることが重要である。また、他の研究団体や大学院生に関わる団体（例えば、大学の教員組合、市民運動団体、大学生協院生委員会）などに対しても併せて早期から組織的に宣伝に取り組むようにできるとなるとよい。さらに、顔の見える範囲でも、回答者の回答のしやすさや集計のしやすさ考えて、紙媒体と同時に Web 版を押し出していくべきであろう。

紙媒体の回収数を維持・増加させるために、各学園での回収状況をこまめに把握することは一定の効果があつた。ただ、各大学の院生自治会・協議会の規模や人数によって回収数に限界があるため、ある特定の大学の担当者には負担がかかりすぎる傾向があつた。より多くの大学で紙媒体のアンケートを実施・回収することで、全体的な回収率を安定的に増加するよう努めるべきだろう。そのためにも、加盟校との繋がりをいっそう強め、各大学

の実情に合わせた戦略を議論していくことや、協力してもらえる大学を増やすことが必要である。各加盟校との日常的なつながりを大事にし、アンケート集めのノウハウや、アンケートに関する悩みや苦勞を分かち合うことも、大事な活動である。

さらに、アンケート調査では伝わりにくい大学院生の実態を調査する必要がある。留学生、休学者や就職活動を行っている大学院生、オーバードクター、子育てをしている大学院生などのアンケート回収数は少ないため、そういった大学院生に対する聞き取り調査を行い、彼らの置かれた実態を具体的に把握していくべきである。

以上述べたようにやるべきことは尽きないが、事務局の負担も大きいのがこのアンケート調査である。大学院生の研究・生活実態を把握しその向上を訴えるという目的をこれからも継続して果たしていくために、事務局や理事校の無理のない範囲で改善に取り組み、負担軽減の方法を探っていくことが非常に重要である。

第2節 省庁・政党・議員要請

第1項 要請行動の意義と目的

大学院生の自治会・協議会によって構成される日本で唯一の全国組織である全院協にとって、要請行動は活動の重要な柱の一つである。アンケート調査で把握・分析した大学院生の生活・研究・経済実態から院生共通の要求をまとめ、関係省庁・政党および議員への要請を通じて、大学院生の研究環境の改善を求めている。アンケートから浮かびあがる大学院生の切実な声を拾い上げながら、それらを日本社会にとどまらず高等教育政策の国際比較を含めた広い文脈に位置づけ、個々の院協・自治会では解決することが困難な奨学金や高学費問題など日本の高等教育政策について、要請を行っている。

また、省庁・議員要請は、全院協活動の中でも最も多くの大学院生が参加する機会であるため、ともに院生活動を取り組む仲間との意見交流の場としても貴重な機会となっている。

第2項 2018年度省庁要請行動の到達と課題

(1) 省庁・議員要請の概要

2018年12月7日に、文部科学省と財務省、各政党、衆参両議員に対して要請を行った。要請行動にはのべ18人の大学院生等が参加した。省庁要請では、①国際人権規約にもとづく高等教育の漸進的無償化、②研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充、③大学院生および博士課程修了者の就職状況の改善、④国立大学運営費交付金、私学助成の拡充、⑤大学院生のライフプラン実現支援の強化の5つの項目を掲げて要請を行った。文科省の回答として、国立大学運営費交付金の確保に努めること、積極的に外部資金の獲得をする大学を支援すること、大学院生の負担軽減に取り組むべく授業料減免等の現行制度で引き続き対応すること、給付型奨学金については大学院生を対象外としているが返還免除の予約採用枠の拡大をしていること、有利子から無利子への流れを加速することなどの回答があった。続いての財務省要請では、日本の教育予算は他国に比べて、総額では劣るものの、1人当たりで見れば高いという認識であった。奨学金の返済問題に関しては、修了後の就職先を整備することで解決に資するという考えである。我々としとしてもその点には賛同するものの、その具体的な方法として企業が評価するような人材を育てるべきというような方向性が示されたことに関して、諸手を上げて賛同はできない。それも一つの方向性ではあるものの、現在の大学教育において特定の教員に負担が重くのしかかっている実態を、教員間における負担の調整に加えて、新たな教員の採用枠を増やすことを可能とするような方法も考えなくてはいけないであろう。それにも関わらず、その点について検討されていないということは、「高等教育予算の抑制」という姿勢に変化が無いことを示しているといえよう。

政党要請では、野党の国民民主党・社会民主党・日本共産党・立憲民主党と議論を行うことができた（アポイントが取れなかった政党は、そもそも連絡がつかなかったり、最後

まで政党側の都合がつかなかった)。要請活動を行ったすべての政党が、大学院生の置かれている現状や給付型奨学金について高い関心を持っていることが明らかになった。議員要請でも、政党要請で対応して頂いた議員も含めて 21 名の議員・秘書の方と懇談することが出来た。多くの政党の議員と直接懇談し大学院生の実態を伝え、中には長時間にわたって真摯に聞いてくれた方もいた。また、身近に苦勞されている研究者がいる方もいた。

今回の要請は、特に学費値上げ問題や大学院生の実態について広く賛同・共感を得ることが出来た。このことは学費問題が大学院生だけでなく、社会・世論に大きく影響しその結果として、活動に対しても共感を得る状況に繋がったのではないかと考えられる。この流れを断ち切ることなく、世論に対して訴えていく必要がある。

(2) 文部科学省の要請項目と要請に対する対応

要請項目については、文末の補足資料をご覧いただきたいが、文部科学省との要請では、全体の時間を鑑み、質問項目を先方に送り、論点の絞り込みを図った。以下、要請項目に対する同省からの回答と質疑応答の内容である。

1.国際人権規約 A 規約第 13 条 2 項 (C) にもとづく高等教育の漸進的無償化

・高等教育の漸進的な無償化実現のための具体的計画とそのスケジュールを教えてください

回答：家庭の経済状況に関わらず、しっかり学べることは重要だと考えております。奨学金事業や授業料減免の充実によって高等教育の負担軽減に取り組んできました。高等教育の無償化ということで、これは学部段階での話ではございますが、昨年(2017年)12月の新しい経済政策パッケージ、今年(2018年)6月の骨太の方針等において、所得の低い家庭に限った高等教育無償化を 2020 年度から実現することとされております。それで給付型奨学金と授業料減免の拡充などを行い、制度設計にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。また大学院段階でも奨学金事業や授業料減免を実施してありまして、奨学金の返還免除制度やその他に DC や TA・RA などの大学院生向けの経済的支援制度によって引き続き大学院生の負担軽減に取り組んでいこうと思っております。

2.給付型「奨学金」

・アンケート結果にも出ている通り現在の奨学金制度には様々な問題がありますが、それをどのように認識して、今後どのようにしていくのか等の展望をお聞かせください。

回答：平成 29 年度から新しく始めました。30 年度は拡充し、2020 年度からは大幅拡充します。日本学生支援機構の給付型奨学金については、家庭の経済事情によって大学への進学を断念せざるを得ない方の進学を後押しするという主旨でやってありまして、基本的には学部段階を対象としたものであります。一方、大学院段階では、学部段階には無い奨学金の返還免除制度を設けています。今の事後での返還免除では経済的不安はなかなか解消

されないというご指摘は、我々も課題だと認識しておりまして、制度上は予約型の採用というものを可能にしたところでは、とはいえ使い勝手の点で広がらなかったという事情はあります。そこで、博士課程向けの返還免除制度は、平成 30 年度博士課程進学者から拡充するところをございます。平成 29 年度実績では 870 人程度でしたが、1200 人程度に拡充するところでは、また、免除対象者のうち増やした分については採用時の予約型の枠として大学に配分するという方法を取っています。まずは始めた所ですので、この制度の実施状況を見て取り組んでいきたいと考えています。

3. 国立大学運営費交付金、私学助成の拡充

・研究者が自由にチャレンジできる研究環境が整っている必要があり、そのためには、基盤的経費の抜本的拡充が不可欠と考えますが、この点についてのお考えを聞かせてください。

回答：国立大学運営費交付金についてです。研究者の方々が自由にチャレンジすることができるためには基盤的経費の抜本的拡充が不可欠ということですが、我々もこの点については重要であると認識しております。まず国立大学運営費交付金に関して、国立大学の法人化した平成 16 年度と平成 27 年度を比較して 1470 億円減っているという状況です。28 年度予算以降は同額程度確保しております。来年度予算、平成 31 年度予算の概算要求においては、対前年度 316 億円増の 1 兆 1286 億円を計上しています。国立大学が学術研究の中核として研究活動の充実が図られるように運営費交付金の確保に取り組んでいきたいと考えております。

回答：私学助成についてです。私立大学経常費補助金は、私立学校振興助成法に定めてある通り、大学または高等専門学校を設置する学校法人に対して、学校における教育や研究に係る経常的経費や修学上の経済的負担の軽減を図るため補助するというものであります。また私立大学は建学の精神に基づいて、社会や時代のニーズを踏まえた個性・特色ある教育を実施するとともに、我が国の 7 割の学生の教育を支えるなど、高等教育における私学の役割は非常に大きいと考えております。そのため文科省において私立大学等の運営に必要な経常費補助金を獲得して教育研究の質の向上に取り組む私立大学や高等教育へのアクセス格差の是正に向けた支援、来年度概算要求においては対前年比 35 億円増の 3189 億円を要求しています。今後も私学助成の充実に努めてまいりたいと考えています。

文科省との質疑応答と参加者からの訴え(全=全院協、文=文科省)

全：運営費交付金についてですが、基盤的交付金について多くの予算要求をしていると言われたが、基盤的にどの大学にも配分するという予算が減っていて、大学改革を行ったところへの競争的資金が基盤的運営費交付金の中の割合として増えていて、そうではない基盤的な経費が毎年削減されているのが近年の状況かと思いますが、40 歳未満の教員の 64% が有期雇用になっているとかそういう状況の中で短期の雇用のあいだに業績を出さなければ

ばいけないという状況では挑戦できない状況に繋がってくる。運営費交付金の中の割合について競争的経費を増やしていこうとお考えですか？民間から経費を獲得することが難しい分野と言うのは国がお金を出して支えていくというのが私たちの考え方ではありますが、いかがでしょうか？

文：結論から申し上げますとどちらも必要です。国立大学は86ありますので、その中には外部資金を取りやすい分野もありますし、そうでない分野、若い先生が活躍できる分野とそうでない分野もあります。それはその大学が持っている分野であったり、その大学のある地域であったりによってどちらも必要かと思えます。なのでどちらが大事だとは答えづらいついて考えています。安定的・継続的に教育研究できる環境を作るのはもちろん大事。その上で改革している姿を見せるのも大事。ただ、先ほども申しあげたとおり、国立大学を法人化してから1470億円が全体として減っているというところで雇用環境が厳しくなっている。でするので増額で概算要求を出しているところでございます。

全：今の回答に関連して、前回、9月27日に文科省レクチャーをした時に、外部資金をより多く獲得できるようなどころには運営費交付金をより多く払っていきたいという回答を頂いたと認識しております。今の回答では外部資金を獲得できない分野もあるという認識をしているという回答ですよね。それと前回の回答で、そういう分野の外部資金の獲得は期待しないという回答でした。それを踏まえて、そういった分野への運営費交付金の配分はどういう形での増額が可能なのでしょうか？

文：捉え方として、外部資金を多く獲得しているところへ多く競争的資金を配りますと言うだけではなくて、その外部資金を取れる大学の力というものもあるので、伸び率であったり大学の状況を加味して配るとというのが基本的な考え方です。なので、単純に取れるところに多く加算するという考え方ではない。

全：伸び率というのは？

文：例えば、この大学が3年前に100取っていて今は150取っていたら150%になります。それである大学とある大学と総額で比べるのではなく、その大学のもともと持っていたポテンシャルからどれだけ伸びたのかということで見たりします。あくまで一例ですが。

全：国立大学の運営費交付金について、大学改革の中間報告で報告書が上がってくると思うのですが、文科省が各大学に予算を配分した時に、どれくらい足りていないとか上がってくる問題については把握しているのでしょうか？

文：各大学が概算要求する時に、大学の状況をヒアリングしながら概算要求していますので、随時やり取りをしています。

全：そういったことをまとめて公表したりしていないですか？

文：各大学の状況をまとめて公表するということは無いです。各大学がどういう取り組みをしていてどこが足りていないとかは各大学が発信することだと思います。

全：成果だけではなくて、予算が足りなくて問題が生じているということを国民に広く知

らせることも大事なことだと思います。それともう一つ、国際人権 A 規約の高等教育漸進無償化についてですが、東工大とかが授業料値上げをしましたがそれは高等教育漸次無償化に逆行することではないでしょうか？法人化しているので文科省から指導することはできないと思うのですが、今後無償化に逆行する動きが出てきた時に文科省として対策することはありますか？

文：東工大などの授業料値上げは、値上げしたからすぐに高等教育無償化に逆行するとは思ってなくて、教育の内容充実のために授業料の値上げをしたと認識しております。授業料は標準額が決まっています、その前後であれば、合理的な理由を前提にすれば値上げすること自体が悪いというものではないという風に思っています。その上で授業料自体を一律で引き下げるのはそれぞれの大学がさまざまに財源となっているところがあるので、一律の引き下げは難しい。その上で、進学が阻まれたり、しっかり学べないという状況が起こるのが問題である。そういったことを解消していくことが国際人権 A 規約の主旨にも沿っていると思います。ですので、先ほど説明した通り、奨学金や授業料減免などで特に経済的に厳しい方をお対象にそういった事業をしてきた。そういった取り組みを進めていくことが主旨に沿うものであると思います。

全：コメントですが、各大学が授業料を上げると、文科省は結局無償化する予算も増えて、無償化が難しくなるのではないかという危惧があります。

全：先ほどのお話に関連して、合理的な理由があれば授業料値上げは高等教育無償化の主旨には反しないということをおっしゃられたと思うのですが、文科省は値上げの理由は把握しているのですか？

文：直接の担当ではないので、具体的にどういう理由で値上げしたのかの細かいところはわかりませんが、どういう理由で値上げをするのかは大学から聞いています。

全：値上げをするかしないかはその都度判断するのですか？

文：その都度というか、授業料は基準額が決まっています、その上下の範囲内というものは決まっています。その上で、各大学がどう設定するのかは各大学が決めることができます。ただし、何の理由もなしに値上げするのはおかしいのではないかと思います。制度上は基準額が決まっています、一定の幅は決めているので、その範囲内であれば大丈夫。

全：その範囲内であれば値上げは大学の裁量次第ということ？

文：大学側はきちんと理由は説明できる必要はあると考えています。

全：それは文科省の方から能動的に聞いているのですか？

文：少なくとも東工大などのケースでは説明は受けていると聞いています。

全：もう一つ私学助成についてですが、1975年に1/2の経常経費を賄うという方針は変わらないですか？

文：もちろんその認識はあります。私学助成の重要性は認識していて、予算の増額要求を

しているわけですが、なかなか獲得できていないという状況です。今後も 1/2 の目標に向かって要求していくつもりです。

全：先ほどの大学の裁量で授業料の上限下限を決められるという風におっしゃっていたのですが、その額は公表されているのでしょうか？

文：公表されています。省令で決められています。学部の授業料は年間 53 万 5 千 8 百円なのですが、その 120%までは各大学の裁量で設定できて、下限は無しです。

全：さきほどの授業料値上げのことですが、理由があれば値上げを認めるとおっしゃった。実例の理由は、報道レベルだと教育改革のためです。しかし、そもそも教育改革をすることに意味があると認めるのであれば、なぜ運営費交付金を増額するという対応ができないのでしょうか？つまりそれは現状の運営費交付金が足りていないという事実ではないでしょうか？

文：運営費交付金の大幅な増額が見込めない中でも教育改革は推し進めていかななくてはならない。それで財源が厳しいから全額学生から取るというのは間違っていると思います。必要な教育改革を進めるにあたって一部の負担を授業料の標準額の 120%の範囲内で学生に求める。ただしそれは学生さんからお金をもらっているのですその分を教育に転嫁して、経済的に困っている学生さんには経済的支援の拡充もやりますということです。もちろん増額分を全部運営費交付金で賄えて学生さんからはお金を取らないというのもいいと思うのですが、現状はそうはなっていません。

参加者からの訴え

・国立大学D4

私は修士の頃から学費生活費を稼ぎながら大学に通っていました。多い時は週に 40 時間以上働く時もありました。12 時間働いた後に 30 分移動して 8 時間働くということもありました。それで体調を崩すこともあり、そんな中でなんとか修士からやってきました。

それでなんとか一息つけたのは博士あがってから DC2 を取れたからで、それは運が良かった。私は 2 回落ちて何とか 3 回目ようやくとることができました。全院協のアンケート調査において、特に博士課程においてですが、経済状況の二極化が顕著に進んでいます。私のように取れた人は良いのですが。取れなかった人が苦しんでいる。DC や TA・RA の制度で拡充をしているとおっしゃっていましたが、ではなぜ二極化が起こっているのかをということを真摯に受け止めなければいけないと思います。その制度を進めていることでどういう実態を孕んでいるのかというのが繋がってこないといけないという風に思います。それで一つ TA・RA の制度に関してですが、それが適切に運用されているのかどうかという問題があるように思います。例えば、ある大学では労働時間をごまかして最低賃金以下で働かせている実態さえあるわけです。そういった制度が適切に運用されているのかとい

うことも文科省として重要な問題かと思えます。

それから現在、学振が切れたあとは非常勤と働きながら博士論文を書いているところです。しかし非常に忙しいため、後期は大学に 2 回しか行っていませんでした。実は昨日大学に行ってきたのですが、それは来年度の研究資金、大学の中でなんとか獲得するためでした。オーバードクターは極めて忙しい中で博士論文を書かなくてはならない。本当に書けるのかどうかを不安な中で過ごしています。

それから私のパートナーは大学進学率の非常に低い離島の出身です。大学院なんかにはめったに進学しない中で進学しました。親は自営業で、奨学金で賄っています。現在博士の 1 年目ですが、800 万円を超える奨学金を借入しています。現在フランスへ留学中です。彼女は頑張って大学院進学しましたが、こんな状況では大学進学、あるいは大学院進学なんかは諦める人が出てくると思えます。

今年度の科学技術白書でも、日本の科学技術、論文数の問題、あるいは若手研究者減少の問題が出ているわけです。そういう問題がいかにか政策に反映されているかというのを我々大学院生というのは注視しています。他にも事例をあげると、研究時間を十分に確保できていないという大学院生は 6 割にも上ります。あるいは心身の不調で研究できないと言う人が 16% もいる。そういう状況というものを具体的に改善できるような政策を取っていただきたいというのが私たちの切実な思いです。

(3) 財務省への要請項目と要請に対する対応

財務省への要請項目は、文科省同様、文末を参照いただきたい。文科省の要請項目を、経済的に特に重要な課題に特化したものであるが、実質的な要求はほぼ例年どおりである。

例年財務省への要請行動は要請文章を渡すという形式的なものにとどまっていたが、2016 年度より紹介議員を通して要請行動を行うことで、議論内容が深まった。以上の経験を踏まえ、同様のルートで要請を行ったところ、昨年度に引き続き有意義な財務省要請をすることが出来たと考えられる。主な議論は下記のとおりである。

①教育予算の拡充について

GDP 比教育予算では OECD で確かに低いのが、教育予算は一人あたりで見ると一人あたりで見たときの教育予算は、初・中等教育ではむしろ多い方。これは初・中等教育と高等教育のどちらに重点を置くかという問題。

②大学院生の負担軽減について

卒業・修了後の行き先について十分に整備することが何より重要で、それが借りた奨学金の返済にもつながる。大学院生は就職先が決まらない人が大学生よりも多いが、これは企業側が教育の中身を評価しきれていないというのもあるが、大学側が大学院生の生産性を高められていない、或いは企業から求められている人材に育てられていないというのもある。そこが大きな問題。

③運営費交付金について

法人化以降、運営費交付金が1400億円減らされたと言われるが、そのうちの約1000億は退職手当が減っている部分と、病院の運営費交付金が減っている分。また、逆に科研費などの評価に応じて配る分というのは1000億円増えているから、国立大学の研究費は都合600億円増えている。

現在、国立大学には補助金も含めて1兆2000億ぐらいのお金が入っていて、大学生に大学院生も含めて60万人。一人当たり200万円の公費が実は入っている。200万円入っているという水準は他国の国立大学ないし州立大学の水準からすると高いものとなっている。それらは学生からの授業料や、出版で稼いでいたり、企業からの寄付をもらっていたりということがあってそれで研究教育をしている。一人あたり200万円もお金が入っていて足りないというのはおかしいので、使い方を見直してほしい。そのために、評価を含めた配り方をしたい。

もちろん大学の先生達からすると、常に前年度同額でもらう方がいいのは分かるんですけど、それでは頑張っても頑張っても同じということになるのでそれはアンフェアだし説明責任を果たし得ない欠点もある。

質疑応答①：「教育無償化」とその財源について。なぜ低所得者に負担の強い消費税なのか。

A：今回は教育無償化というよりは社会保障の一環としてという位置づけ。社会保障は広く国民に恩恵を及ぼすものなので、国民の皆様から頂いたもので対応していこうというのが大前提。

大学を出ていると生涯賃金が7000万円ぐらい多くなる。今回、無償化を所得税非課税世帯に限っているのは、流動性の補完のため。つまり、低所得家庭は進学率が低く、借り入れに抵抗もあるだろうからチャンスを活かすために、というのが今回の考え方。

質疑応答②：運営費交付金はそもそも大学の基礎的な運営費を賄うもの。そこに評価を導入するということは、運営費交付金の中にもさらに基礎的なものと評価によって変動させる部分ができるということ。財務省としてはどこまでが基礎的と考えているのか。

A：国として定員の管理もしてないし、何か基礎的なものがあるがそれを完全に保証しなければならないというようなものではないと考えている。それはもう完全に自由になっている。とりあえずの額として10%、1000億円程度は客観的な指標で評価をして配るということをしてみるべきではないかということをお願いしている。

質疑応答③：政府は国際人権規約第13条2項に批准している。これは個人レベルの人権に基づいており、大学ごと業績に応じて優れている大学から負担を減らして行こうっていうような発想とは相容れないもの。経済合理性一辺倒では委員会に対して説明責任を果たせないのではないか。競争してお金を獲得してそれで教育を無償化しろということかと思うが、例えば言語学など文化的なものは即座に企業の業績につながらないし、お金も出てき

にくい。そういった観点はなかなか財務省としては難しいのか。

A：今回申し上げているのは、例えばトップ論文が書けるかどうか、つまり必ずしも経済的に役に立つ役に立たないということではなくて、学問的にも我々としても頑張ってもらいたいからそういう大学をちゃんと評価することを目指している。

配分した後の中身については、各大学でどういう大人に育てたいのかということの問題だと思っている。しっかりと教養を身に着けた人材に育てたいと大学が思えば、ちゃんと大学の先生も確保される。それは大学としてのマネジメントの領域。

無償化という所については今回消費税を使って負担軽減をしているわけです。そういうわけでは1歩ずつ1歩ずつ進んでいる。それから全部を無償にすることが本当に適切かどうか、それは負担との関係もあるんで、慎重な議論が必要なんだと思います。

感想：明らかにその論理ではおかしいところがあるのに、効果的な反論がその場でできなかったのは悔しかった。財務省の論理をわかりやすい形で示してもらえたのは一つの収穫だったと思う。こうした主流派経済学的な教育を個人の投資として見る論理（生産性と給料は比例する、大学はその人の生産性を高める、だから大学教育の受益者は個人でしょ、だったら大学院生に対して国が積極的に補助する必要は無いよね？）に対してどのように反論できるのかというのは準備・検討が必要だと思う。これは来年に活かしてほしい。

(4) 政党・議員要請要旨

政党要請では、昨年同様より多くの政党にアプローチをすることを掲げた。今年度の要請先は第2項(1)で述べた通りである。直接要請できたどの政党も大学院生の実態に対して切実に問題意識を持っていた。政党によって温度差はあるものの、大学院生向けの給付型奨学金の必要性や、高等教育政策について見直す必要があるとの見解を聞くことが出来た。

議員要請では、与野党を問わず政党に偏りがないう、衆参議院の文教、予算、財務委員会を中心に事前に議員プロフィールから大学院出身者や高等教育政策に関心がありそうな議員をピックアップし絞り込んだ。結果的には所属政党に偏りができてしまったものの、2018年度は議員16人に対して要請行動を行った。また、昨年度同様、国会の委員会のみだけではなく、自民党内の文部科学部会に所属している政治家に対してもアクセスを試みた。

今年度は、要請先は多かったものの、参加者が例年より少なかったため、班編成を3班とした（一班あたり4～5人程度）。例年同様、秘書対応が大半であったことは残念であるが、秘書対応でも、資料配布・ポスティングだけでなく、直接大学院生の要望を訴えることができた。

第3項 反省点・総括

文科省要請では、30分という限られた時間の中であつたが、昨年度の反省点を生かし効果的な要請行動が可能となった。特に、時間配分についての配慮を事前に要請、また会議開始直後に再度念押しした。具体的には、質問項目を予め先方に送ったため、文科省からの答弁は極めて簡潔であり、重要な回答を聞き出すことが出来た。会場からの質疑応答については、事務局経験者や上の学年に偏ってしまったが、知識の差もあるため、仕方なかっただろう。さらに、今年度は現在D4の方に発言をしていただいた。具体的かつ多くの大学院生にとって普遍的な現状を訴えており、大学院生が抱える経済的精神的負担をリアルに伝えられたのではないかと考えられる。

財務省要請では、例年財務省職員に要請文を手渡すという形式的なものになりがちであつたが、昨年度に引き続きは30分間の時間をフルに使い有意義な交流をすることができた。また、要請で大学院生の現状をしっかりと伝え、認識を共有できたことが重要ではないかと考えられる。

政党要請は、与野党を問わず主要な政党に対してアプローチを行った結果、上記の通り、4政党（国民民主党、立憲民主党、社民党、共産党）に直接要請を行うことが出来た。与党である自民党へ要請できないのは例年のことであるが、昨年度実現した公明党への要請を行えなかったことは残念である。

議員要請では、文部（文教）科学、財務、予算委員会を中心として30人以上の議員にアプローチした。本年度は予算決算委員会開催中の為に議員の予定がたたない、あるいは対応が難しい場合が多々あつたが、最終的に17人の議員を訪問し3人に対しては議員本人に要請を行う事ができた。また秘書対応であっても実際に事務所内で時間をとって話を聞いてもらう事ができた場合も少なからずあつた。

班を編成する際には、所属政党が均等に分類できるよう留意した。その結果多くの班において様々な政党の意見を伺え、意見交換を行うことが出来た。昨年度と同じく秘書対応が多かったにもかかわらず、秘書がしっかりとメモを取り話や意見交換をする場が出来たのではないかと考えられる。班によっては対応が冷たく要請文を渡すだけのところもあつた。そうであっても好意的に受け取られた対応も多く今後の活動の弾みとなるだろう。またアンケート報告を真摯に受け止めて頂いたのは、長年培った実績があるのではないかと予想できる。このような大学院生を対象としたアンケートはほとんど散見されず、議員にとっても重要な資料になったのではないかと考えられる。今後も、アンケートを元にした要請は資料価値として、実態を伝えるためにも重要である。

また、政党・議員ごとにばらつきはあるものの、学費負担軽減への積極的な姿勢が散見された。さらに、どの政党・議員も30分～1時間程度時間を割いて要請に応じてくれるようになったのは、学費問題が単なる自己責任の問題ではなく、社会問題として位置づけられつつある証左ではないかと考えられる。また、軍学共同に関して相手方より質問があるなど、要請の場では多方面からの問題関心が寄せられた。

今回の反省点として、要請行動時の資料受け渡しなどの手順を参加者にしっかり説明できなかつたこと、感想交流の時間を十分に取れなかつたことがあげられる。前者については、資料を渡し間違えるなどの不手際が生じてしまったため、事前に要請行動の手順を確認しておく必要がある。後者については、例年より参加者が少なく、班が少なくなつてしまったこと、一方で訪問先数は例年並みであり、訪問先の数と班の数がアンバランスであつたことが一因と考えられる。

また、毎年反省点として上がっていることだが、要請時期について検討を重ねる必要がある。要請行動における政党や議員の対応は、その時々々の政情に影響されるため、ベストなタイミングというものは測る事が難しい。文部科学省の概算要求が出されるのが9月であり、それを元に要請行動を行っているが、要求前に訴えることも大切ではないかと考えられる。すべて同じタイミングで行うのではなく、政党・議員要請は会期終了後に、省要請は前半に行くことも一つの手ではないかという案もあるが、アンケート収集が行えないこともあり、効果的な要請行動について検討を行う必要もあるだろう。また、年2回要請行動を行うのは事務局員の負担が重くなつてしまう懸念もある。事務局員が減少しており、全院協自体の体力がなくなつてきていることを考慮すれば、その年度の事務局員の生活に合わせた、無理のない活動スケジュールを組むことが現実的には必要だろう。

第4項 要請行動準備に関する申し送り事項

ここで、今年度の要請行動の準備において明らかになつた問題点や改善点などから、来年度の際に役立てられるよう数点箇条書きにする。

(共通事項)

- ・集合時間・集合場所や移動にかかる時間・費用については事前に確認しておくこと。省庁、政党、議員要請行動を1日で行う際は、全員参加の文科省要請を午前中に行い、そのほかは午後に行くほうが良い。
- ・本年度の要請は非常に充実したが、感想交流等に時間を割くことが出来なかつた。今回は時間や手続きの都合上、議員会館の外で感想交流をしたが、長めに予約したり、外で要請行動していた班のために入館証を確保したりするなど感想交流を行う場所をしっかりと確保する必要がある。
- ・参加者アンケートを行うことで、交流では見えてこない参加者の思いが見えてくることがある。それらを受け止め来年度への参考にする。取り組みが、単発ではなく連続で行うためには参加者の要求を受け止める必要がある。今年度はアンケートや感想文の準備不足で後日の感想文提出となり、参加者の思いを十分に受け止めることができなかった。

(省庁要請)

- ・文部省・財務省の中でもよりポジションが高い人に対して要請行動を行うためには、議員を通して依頼するのが良い。〈2016年度から継承された文言であるが、本年度はこの結果財務省でもかなり有意義な議論が出来たと考えられる。来年度の事務局の方針と検討

していただきたい)

- ・要請時に質問項目を絞ることで、議論に集中できる。来年度も引き続き質問項目や重点項目を設けて回答をお願いすると良い。

〈政党・議員要請〉

- ・班のチューターは、事務局が中心となるが、要請前にどのようなアプローチをするか時間を持って検討をしておくとうい。

補足 2018 年度要請行動 要請資料

【要請項目】

1. 国際人権 A 規約第 13 条 2 項 (c) にもとづく高等教育の漸進的無償化

- ① 国立大学の授業料標準額の引き下げを求めます。また、国公立大学が学費の値下げに踏み出せるよう、運営費交付金の拡充を始めとした予算措置を求めます。
- ② 所得の多寡によって学問への道が閉ざされることが無いよう、現在導入が検討されている「学費無償化」の対象を大学院へ拡充することを求めます。また、導入に際しては大学側に対しては条件を一切課さないことを求めます。

2. 研究生の基盤となる経済的支援の抜本的拡充

- ① 特に奨学・事前給付の観点から、給付型奨学金の対象者を大学院生にまで拡大すること、および有利子奨学金の無利子奨学金への全面的な切り替えを求めます。
- ② 日本学生支援機構奨学金の延滞を理由とした、個人信用情報機関への登録の撤廃を求めます。
- ③ 奨学金返済延滞者の増加問題について、個別の大学の責任へと問題を矮小化させ、大学間の競争を助長しかねない大学別返済延滞者数公表の撤回を求めます。
- ④ 日本学術振興会特別研究員の採用枠の拡大を求めます。また、採用者を増やすなど、制度の柔軟な運用を求めます。
- ⑤ 賃金の引き上げや募集人数の拡大へ大学が踏み出せるよう予算措置をとることによって、TA・RA等の学内アルバイトの改善を求めます。
- ⑥ 国費留学生の枠の拡大、私費留学生に対する経済的支援の拡充を求めます。

3. 大学院生および博士課程修了者の就職状況の改善

- ① 大学院生が望む進路を実現するためにも、アカデミックポストを拡充する必要があります。大学や研究機関に対する助成金・研究予算を増額することを求めます。
- ② ほとんどの大学で任期付きポストの無期転換制度が導入されておらず、若手研究者の6割が任期付きポストに就いています。この現状を重く受け止め、雇用の安定化のための政策・予算措置を取ることを求めます。

4. 国立大学運営費交付金、私学助成の拡充

基盤的経費の減額によって大学教授の多忙化やジャーナル・書籍の削減をはじめさまざまな弊害が指摘されています。研究・教育をする上での基盤を維持し、基礎研究を支える事が必要です。そのために、

- ① 国立大学運営費交付金を拡充することを求めます。また、大学改革や民間資金獲得などに応じた予算配分ではなく、基盤的経費を増額することを求めます。
- ② 私立大学等経常費補助金を抜本的に増額することを求めます。

5. 大学院生のライフプラン実現支援の強化

博士課程への進学者は主要国で唯一減少し、大学院生の女性比率も主要国最低となっています。経済的な支援を充実させると共に、ライフイベントを理由に研究者への道を閉ざされることが無いよう、政策的な支援と柔軟な制度運用を求めます。例えば、

- ① 認可保育園への入所基準を大学院生と企業に務める人とで同じにする、学内保育所の導入を後押しするなど、保育環境の整備を求めます。
- ② 「出産・子育て」を理由とした休学であれば休学期間中も奨学金を受け取れるようにする、或いは休学期間と同じだけ受給できる期間を延長するなど、奨学金制度の柔軟な運用を求めます。

政党要請							
政党名	担当議員名	事前アポ	当日対応	政党名	担当議員名	事前アポ	当日対応
国民民主党	事務方	○	○	日本維新の会	—	—	—
社民党	吉川元事務方	○	○	自由党	—	—	—
共産党	はたの君枝 吉良よし子	○	○	自民党	—	—	—
公明党	—	—	—	立憲民主党	中谷一馬	○	○
希望	—	—	—				

の党				
----	--	--	--	--

※沖縄の風は会派のため、個々にアポイントメント取りをした。

議員要請（○は秘書対応、◎は議員対応、*はポスティング・要請書手渡しのみ

櫻井周議員（立憲民主）、山本和嘉子議員（立憲民主）渡辺周議員（国民民主）、田中和徳議員（自民）、城井たかし議員（国民民主）、宮下一郎議員（自民）、川内ひろし議員（立憲民主）、◎山添拓議員（共産）、○辰巳孝太郎議員（共産）、蓮舫議員（立憲民主）、○木戸口英司議員（自由）、金子原二郎議員（自民）、◎伊波洋一議員（無所属・沖縄の風）、長谷川岳議員（自民）、○逢坂誠二議員（立憲民主）、◎日吉雄太議員（自由）、○山本太郎議員（自由）

第3節 文部科学省レクチャー

第1項 レクチャーの概要

全院協では、2013年度より文科省レクチャーを行っている。レクチャーとは国政調査権に基づく国民の権利を背景として、国会議員を介して各省庁・部局に属する官僚から政策についての説明を受ける機会のことを指している。レクチャーの目的は、第一に概算要求前後に文科省の役人から直接話を聞くことにより、来年の政策の大まかな枠組みを把握することにある。また第二に、要請行動の事前準備という意味合いがある。時間や機会の制約がある要請行動に対して、レクチャーでは時間の制約がほぼ存在しない。また要請項目を具体的に深めつつあるこの時期において直接対峙することは、非常に有意義な機会である。今年度は9月27日に、参議院議員会館内の協力議員の議員室にてレクチャーを行った。以下、レクチャーに関する報告を行う。

第2項 概算要求の要点のまとめ

2019年度概算要求の焦点は次の5点となった。第1に給付型奨学金について、第2に博士課程進学者減少の原因に対する認識について、第3に国立大学運営費交付金について、第4にリカレント教育などの事業を進める上で現在の教育や研究活動が受ける影響について。第5に女性研究者支援についてである。

1点目

奨学金に関して。文部科学省としてはどれだけの人数が貸与型奨学金を必要としていると推計しているのでしょうか。その数字の根拠や「希望者全員に対する無利子奨学金の貸与」を実現するためのプランについてお聞かせください。また、さらなる拡大が望まれる給付型奨学金の今後の見通し等についても合わせてお聞かせください。

2点目

「卓越大学院プログラム」について。このプログラムの実施にあたり、博士課程への進学者の減少の原因を具体的にどう認識し、それに対する対策をどのようにしようとしているのでしょうか。

3点目

国立大学改革の推進に関して。政府は、民間から得た研究費に応じて運営費交付金を増減する仕組みの導入を決めたとの報道がありましたし、省の今後の方策としても「民間資金の獲得増加」が掲げられています。公共性の高い分野は国が担保すべき分野であり、ここには国家が積極的に予算を配分しなければならないと考えますが、どのような概算要求をされているのでしょうか。その点と併せて、大学の基盤的経費である運営費交付金は法人化した2004年の水準と比較して1444億円削減されていますが、現在の基盤的経費についてそれが不足しているか、余剰があるか等、省としての認識をお聞かせください。

4点目

リカレント教育について。「産学コラボレーション人材育成システム構築事業」にあたっては、企業側への事業の活用に関する働きかけ、および企業に所属し大学で学ぶ受講者の待遇に関する基準についてはどのように計画していますか。またこの事業の実施にあたって既存の大学での教育、研究の内容が受ける影響についてはどのように想定していますか。

5 点目

「科学技術イノベーション人材」育成と女性研究者支援について。2015 年度の工学・製造・建築専攻者に占める女性の学生の割合は 13%であり、これは全 OECD 加盟国中、最も低い割合であることが指摘されています。「科学技術イノベーション人材」が明らかに男性に偏りうるこの状況について省はどのように考えているのでしょうか。出産・育児にほとんど理解が得られないといった現状を踏まえ、女性研究者の院在学中のライフプラン実現に向けての方策がありましたらお聞かせください。

以下、上記の論点に沿った形で 2019 年度概算要求について述べる。なお、このような資料は 8 月末時点までに概算要求書としてまとめられ、ホームページから誰でも入手することが可能である。

第 3 項 レクチャーの回答と全院協としての位置づけ

以下、レクチャーで得た詳細な回答の中から、前項に挙げた論点に関する部分について掲載する。

1 点目について

貸与型奨学金は約 130 万人（2017 年度）に貸与しています。これが奨学金を必要としている人数と推測しています。同年度の無利子奨学金については（基準を満たした）希望者全員に対する貸与を実現しました。それまで各大学の（無利子奨学金の）枠に依りて貸与が行われていたが、そういった枠がなくなって全員に貸与ができるというような形になりました。

－2017 年に創設された給付型奨学金については、無利子奨学金よりも高い学力基準などを設定し、現行では約 2 万人の方に給付を行っています。今年度の予算についても、新たに 2 万人の方に貸与するための予算措置を要求しています。ただ、2017 年末に経済政策パッケージが閣議決定され、2020 年から給付型奨学金については大幅に拡充する方向で現在検討を行っています。

2 点目について

－平成 30 年度から始まった卓越大学プログラムについて。学位を取ってもポストがない博士などが存在します。そうした高度な人材を活用していくことが必要です。そこで大学側として様々なセクターをけん引できる博士課程の学生を育てるプログラムを作ってください。

さい、ということで予算を付けています。

—国際競争力の地盤沈下とこのプログラムとの関係について。

優秀な日本人の若者が博士課程に進学せず、「修士→博士課程の入学者」が激減しています。10年前と比べると修士から博士にストレートに進む学生は6割程度に減っています。これでは日本の国力の源泉である科学技術の担い手や大学共育の担い手が減少してしまいます。

—原因はなにか。一つはお金がないから進学できません。この点に関する対策は奨学金や給付型のフェローシップです。もう一つはキャリアパスの問題。博士課程に行っても就職先がない。このプログラムによってキャリアパスを多様化・拡大させていきたいです。それによってこのプログラムが他大学の博士課程や学生にも普及していくことを期待しています。

3 点目について

運営費交付金は、平成16年から毎年少しずつ減少していますが、最近では止まりつつあります。平成30年度は1兆971億円となっています。2019年度概算要求では1兆1286億円の予算を要求し、316億円増で要求しています。難しい状況だと思いますが、必要最低限の額は確保できていると考えています。教職員の人件費等の大学の運営に関わる運営費交付金等はきちんと確保し、他方で、産学連携等で獲得できる外部資金はどんどん活用するという方向性で考えています。

民間から得た研究費や交付金を増減する仕組みは政府の方針。研究大学を想定し、民間資金をたくさん取ったところにはそれに応じてインセンティブの資金を配分します。この資金については概算要求しています。それと合わせて、そういった大学は民間資金の獲得や教育研究力の向上等の戦略・目標をかかげているので、それを評価して運営費交付金を配分していきます。研究費がなかなか取れない分野はあると思いますが、あくまで研究大学とか産学連携につながるような取り組みができる大学を想定しているのです。そうした取り組みができない分野には求めません。

4 点目について

Society5.0時代を迎えるにあたって人材育成がきわめて重要です。かつ単独ではなく複数の大学が企業と連携しながら教育していくことが重要。教育面における産学共同はまだまだ不十分であり、政府からもリカレント教育や実務家教員を拡充・推進していくことを求められています。

文部科学省として企業に働きかけというのは特にはしません。厚生労働省には実務家教員を育成するプログラムを開発して頂き、文部科学省としてはリカレント教育を拡充していくという連携を取ります。そして、コンソーシアムをしっかり構築した上で、企業と大学が懇談を重ねて企業が求める人材育成を図ります。かつ企業から実務家教員を派遣して

もらい研修を受けます。そういった人材育成システム構築のためのプロジェクトを打ち出しています。

5 点目について

日本は女性の博士課程入学が OECD 加盟国中一番低く 33 カ国中 33 位、博士課程入学者に占める女性の比率は約 32%。分析はしていませんが、この理由について考えられることは、女性の比率は、学部では約 46%で、修士課程では約 32%となります。女性の方が学部を出たあとに就職する割合が高いです。女性の方がより早く就職したがる傾向があるというのがひとつ背景にあるのではないのでしょうか。

各大学において色々な取り組みがなされていることは耳にしています。基本的にはまず、各大学で必要な対処を考えて取り組み、国がそれを支えていくというのが基本スタンスになります。

ーダイバーシティ研究環境実現イニシアティブという事業があります。教員全体に占める女性の割合は 18 年度と 29 年度を比べると上がっていますが、上位職になるとまだまだ低い状況であるという問題意識がこの事業の背景にあります。この事業では女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を進めていくのを機関として支援します。取り組みは 3 つあり、牽引型（地域単位でコンソーシアム等を通じて事業計画を作ってもらって、ダイバーシティを進める）、先端型（各大学が学内におけるダイバーシティの向上に取り組む）、全国ネットワーク型（それらの知見【成功事例】を共有する）です。

ー結婚・出産といったライフイベントに関して、学内に保育所を作って、先生も職員も学生も使えるようにしている大学もあります。うちでも保育所を作りたいというところが出てくれば、運営費交付金等で支援できます。一律ではやれないが、そういうのが大事であることは理解しており、支援できる体制が基本的には出来上がっています。

第 4 項 総括と展望-次年度への提案-

文科省レクチャーを経て、全院協として引き継ぐべき点は何か。要請に向けて論点を整理する。

(1) 文科省レクチャーの意義づけ

本年度のレクチャーも概要に記載されていた通りの目的を達成することができたと考えられる。即ち、第一の目的である来年の政策の大まかな枠組みを把握することができた。また第二の目的である、要請項目を具体的に深めつつ有るこの時期において直接官僚と対峙し、非常に有意義な機会を得られた。レクチャーにおいては、要請行動とは違い正式に記録には残らないものの、こちらからの訴えを多少なり先方に伝えることができる機会である。今年では約 1 時間半にわたり時間を割いていただいた。

レクチャーは準備作業としての負担は少ないため、全院協の要請方針を決める機会とし

て重要な位置づけを担うことができるだろう。

(2) 学費値上げに関する問題について

給付型奨学金、授業料標準額引き下げ、留学生への経済的支援などが進まないことは高等教育に関する予算の貧相さに問題があることは明らかである。高等教育への予算削減が様々なところ（論文シェア数の伸び悩み、教員の正規化など）に影響を及ぼしていることは文科省としても理解している。

2012年に30年以上に渡る留保撤回を乗り越えて国際社会に誓った国際人権規約13条2項(c)に定められた高等教育の漸進的無償化について具体的計画を示さなければならない時期を過ぎている。しかしながら、未だその計画についての言及は無い。更にそれに逆行するかのように2012年あたりから、財務省による学費値上げ議論が活発に出てくるようになった。それ以降年々その声は大きくなり、2015年10月26日の財政制度等審議会では、安定的な国立大学法人運営のためとして、2031年までに運営費交付金を毎年1%削減し、自己収入を毎年1.6%増加させる試算を提示した。自己収入増を授業料値上げで補填する場合、15年後には約40万円増の約93万円になると予測される。大学改革と学費値上げをセットにした「改革」が加速している。

今年度は東工大などいくつかの大学が授業料を値上げした。「合理的な理由」があったから一定の範囲内でそれを認めたと要請行動では聞いている。合理的な理由であるのならば、なぜそれを評価して運営費交付金を増額するという対処ができないのだろうか。高等教育の漸次無償化の具体的計画に関する検討すら行われていないのではないかと疑わしくなる。合理的な教育を受けるためにはその「受益者たる個人」が負担すべきという論理を未だ展開しようというのか。競争的資金によって大学教育の向上を促す一方、「合理的な教育」を行なおうとすれば授業料の値上げをしなければならないという事態をどう考えるのか。

多くの政党が学費・奨学金に関して問題提起を行っている中で、所管の文科省が「学費減免」の増大で対応しようとしている。その動きを加速させることはもちろんのこと、学費値上げを行わせないように働きかけることは今日重要な取り組みの一つである。

(3) 給付型奨学金について

文科省の概算要求では、ようやく給付型奨学金の創設に至ったものの、大学院生は対象になっていないのが現状である。文科省には、大学院生には返還免除規定があり、それが事実上の給付であるという認識がある。我々は「事前給付」こそが給付の本質であると考えている。なぜならば、事後給付と言うかたちは返済の不安を捨てきれないし、強制的な成果主義への介入にもつながる。安心して研究を続けるという考えを持っておらず「形として」事実上の給付を文科省が選択し続けているのは引き続き要請行動において重要な論点となるだろう。

文科省は、給付型奨学金創設へ向けて実際に未だ動くことはないが、予約採用型の枠を

拡大するという形で一応の対応が見られる。本格的な対応に拍車をかけることを意図して、次年度も給付型奨学金拡充を求めることを項目に入れるべきだろう。

(4) 大学予算の拡充のための要請行動にむけて

大学予算を抜本的に増額するためには、世間を始め、様々な分野での多くの賛同が必要である。近年の運動の高まりを受け、我が国の奨学金制度に対して報道などがメスを入れる機会が多くなった。世論としても、学費奨学金制度の貧弱さへの社会的認知度は高まっている。しかし、依然として「奨学金に文句を言うのはおかしい」と Webなどで批判されることも往々にしてある。これに対して全院協としてどのような方向性を持って議論・要請行動を行えば良いだろうか。

第一に諸問題を独立して考えてはならない。奨学金の問題が世間で言われているのは、返済についての問題が大きいところである。しかし、本来の問題は奨学金と言った個々の問題ではない。現実として日本は OECD 加盟国の中でも貧弱な高等教育予算であるという前提のもと、話を進めなければならない。この問題が、授業料を始め、奨学金、育児支援、留学生への支援、若手研究者支援を妨げているという事実を真っ先に突き付けなければならない。貧相な高等教育予算問題の改善を言い換えるならば、「学問を社会全体で保障する」という考えを正当化する必要がある。

教育における投資の合理性の確認という方法もあれば、日本国憲法第 23 条に基づいた学問の自由・教育の権利の問題から話を進めることも出来る。大学院生が貧相な環境で研究を行っているという事実が、日本の高等教育の悲惨な実態として明確に出てくる。大学院に進むのは確かに義務ではない。しかし、金銭的な問題で学びの保証を奪われることは、憲法の精神上あってはならないはずである。このような実態を元にして、奨学金と言った単独の問題ではなく、統合的な問題として、高等教育予算の増額を求める要請が必要である。

第二に、自己責任の範疇ですでに諸問題を解決できないことに気付かせる必要がある。「アンケート」からは大学院生の切実な声が上がっているが、この中には自己責任による解決に限界があることも多い。自己責任として個人に押し付けるのではなく制度を見直し改善することで、はじめて問題の解決へ踏み出すことができるのではないだろうか。この気づきを重要な位置づけにする必要がある。

大学予算の拡充のためには、文部科学省を始め、財務省、政治家、世論を動かさなければならない。しかし私たちには、国際人権規約、日本国憲法など先人たちの叡智があり、アンケートの実態から我が国が抱えている問題が明確に与えられている。私たちは社会が善くなる方向へ進むよう社会全体を動かさなければならない。要請行動は常にそのような背景を抱えて行う必要がある。

(参考) レクチャーを終えて：議長所感 (全院協ニュースより)

現在、日本における教育への公的支出の GDP 比は、比較できる OECD 加盟国中最低となっています。そうした状況を背景に日本の高等教育を取り巻く状況は、学費は高く（イギリス、アメリカ、チリに次いで 4 番目）、しかも奨学金等の学生への補助も極めて不十分（大学院生に対しては返還義務のない公的な奨学金制度が存在しない）という惨憺たるものとなっています。そして、未だに事実上借金である日本学生支援機構の「奨学金」が奨学金(scholarship)の名称でまかり通っています。

今回の文科省レクチャーでは、当事者である私達と政策立案を担う文部科学省との距離を感じる場面が多くありました。一例を上げれば、「希望者全員に対する無利子奨学金の貸与」（奨学金を希望する人全員をせめて無利子にできないか、ということ在意図）を実現するためのプランを聞いたところ、2017 年度「無利子奨学金については（基準を満たした）希望者全員に対する貸与を実現した」との回答が返ってきて驚きました。今日、大学院生の約 3 人に 1 人が日本学生支援機構の貸与の奨学金を利用していますが、未だに有利子の第二種奨学金の割合のほうが高い状況です。一体誰が、あえて有利子の奨学金を希望するというのでしょうか。

また、実際には返済への不安からなるべく奨学金を借りたくないという声があり、実際に第二種奨学金の受給者が減っている中で、奨学金を本当に必要としている人数をどう推計しているかという質問には、奨学金を借りている人がそのまま必要としている人数だと認識している、との回答でした。この認識は明らかに現状と乖離していると言わざるを得ません。

さらに、2012 年に日本が留保撤回した国際人権 A 規約第 13 条(c)には「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」との文言が記されています。文部科学省は、無償教育の漸進的な導入を主導・推進すべき当事者の立場にあると言えるでしょうが、こちらから実現のプランについて質問してみても、あまり知らないといった反応で、ほぼ何の回答も得られませんでした。

私達の望む政策と文部科学省が採る政策に多少のズレはつきものなのですが、文部科学省の中にいるとそのズレは指摘されなければ、気が付かないものかもしれません。そして、このズレを縮めていくためには、大学院生の現状と私達の要求することを明確にし、それを粘り強く伝えていくというのが一つの方法であるはずですが、今の状況を少しずつでも良い方向に変えるためにも、要請行動に向けて準備していきたいと思えます。

第4節 広報活動

全院協は、大学院生の研究・生活に関わる諸問題を解決するために活動している。しかし、この活動を現実的な「成果」とするためには、政策として政府を動かさなければならない。加えて、地道な要請行動の継続のほか、十分理解されているとはいいがたい大学院生の実態について発信することが不可欠である。そのため、全院協ニュースの発行など、情報を定期的に発信している。また、全院協では独自のホームページを開設しており、その中で全院協ニュース、声明・談話、アンケート報告書などを電子化するなどして公開している。加えて SNS として公式の Twitter アカウント・Facebook アカウントを持ち、情報をリアルタイムに発信することに努めている。以下、これらに関する今年度の取り組みについて述べる。

第1項 全院協ニュース

(1) 全院協ニュースの位置付けと発行

全院協ニュースは、全国の院生自治会・院生協議会・大学院生の活動実態を共有することで、全国にある加盟校等をつなぐネットワークを構築することの機能の一端を担うと同時に、その活動実態や、全国大学院生協議会の活動や主張を内外へと周知することで社会的認知を広げていくための広報誌である。また、このような広報機能と同時に、大学院生自治に日常的に携わっている者でも何らかの新しい情報を見出せるような、情報源・資料としての役割も念頭に置いて編集している。

本年度については、第 254 号（7 月 29 日）、第 255 号（11 月 25 日）、第 256 号（3 月 25 日）の計 3 回発行した。ここ数年では、500 部程度印刷し、カンパ依頼文等と共に郵送し、理事校・加盟校などにも送付している。印刷設備については一橋大学のものを使用することが多いことから、一橋大学院生の事務局員がいることは諸設備を使用するうえで利便性が高い。PDF データについては HP などにアップロードし SNS で周知を行っている。

(2) 全院協ニュースの内容

全院協ニュースの本年度の内容については以下の通りである。第 254 号では、全院協の紹介やアンケート調査協力のお祝いなどを掲載した。また、第 255 号では、文科省レクチャー報告、アンケート速報、院生自治会・院生協議会紹介（中央大学院経済研究科生協議会、首都大学東京院人文科学研究教育学室院生会）などを掲載した。第 256 号では、省庁・議員要請の報告（要請概要、文科省要請、財務省要請、各班からの報告、参加者からの感想、要請行動を振り返ってみて）、院生自治会・院生協議会紹介（大阪市立大学経営学研究科大学院生協議会）などを掲載した。これらの他に、各号において、巻頭言、理事校会議の報告、今年度のスケジュール、各種案内、編集後記などを掲載した。

別表 主な記事とその担当者

記事	担当者	掲載号・備考
新旧役員挨拶	議長・前議長	年度第1号
巻頭言	原則として議長	年度各号（適宜省略可）
全院協とは？	議長	年度第1号
シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢	事務局情勢分析担当者	事務局の状況などに応じ掲載を見送った場合があった。
院生自治会・院生協議会紹介	各院生自治会・院生協議会担当者	適宜（可能なら各号）
日本学生支援機構／都議会要請行動報告	前年度担当者	年度第1号。今年度は実施していない。
文科省レクチャー報告	議長（要話し合い）	実施した直後の号
アンケート報告速報	アンケート担当	回収締切日直後の号。できていなければ概要版でもってそれに代える。
省庁・政党・議員要請行動報告	議長以下事務局員、その他	実施した直後の号。ただし、選挙の影響などでずれ込むことあり。
各回理事校会議報告	ニュース担当者（変更可）	毎回の会議実施後の号
スケジュール	ニュース担当者（要確認）	毎号。日付確定後順次改定。
編集後記	ニュース担当者	毎号

(3) 全院協ニュースかわら版の位置付けと発行・内容

2014年度から実施している全院協ニュースかわら版（以下、瓦版とする）の発行は今年度も継続して行った。瓦版は全院協ニュースが長すぎるという声に応えるべくA4一枚で内容を精選した壁新聞風のものであり、全院協ニュース同様各大学に送付している。瓦版第13号では全院協の紹介・アンケートの周知、同第14号ではアンケート速報・文科省レクチャー報告・要請行動のお知らせ、同第15号では要請行動の報告を掲載した。

ブログやSNSのような情報とは違ったものとして、大学で壁新聞のような形として活用されるかわら版の役割は、決して小さくないと考えられ、今後とも発行していく方が良いであろう。現在瓦版ではアンケートの周知や要請行動のお知らせなど、全院協の主要な活動のみを掲載することが多いため、それ以外の情報を載せてみるなどまだまだ改善の余地はあると考えられる。今後さらにブラッシュアップしていくことが求められる。

第2項 ブログ・Twitter・Facebook

(1) Twitter

全院協 Twitter は 2010 年開設以降、着実にフォロワー数を伸ばしており、2018 年度はフォロワー数を 2589 まで伸ばすことができた(2019 年 3 月 24 日時点)。近年のフォロワー数推移は 2013 年度 734、2014 年度 1200 弱、2015 年度 1292、2016 年度 1636、2017 年度初頭に 1945、2018 年度初頭に 2059 となっている。今年度は例年に比べてフォロワー数の増大が大きい。それはこちらから大学院生のアカウントをフォローして、より積極的に現在の大学院生とのつながりを作ることを心掛けたためである。

今年度は、毎日ツイートを行うことはできなかったが、大学院生に関係する記事や言論にはできる限り素早く全院協としての意見を示すことを心掛けた。ツイートは特定の人の負担にならないように注意しなければならない。例えば情勢分析担当ごとにあらかじめ情報発信する分野を決めておくとよい。また、今年は全院協としてのツイートと事務局個人のツイートを分けて発信した。それは特定の事務局ばかりの負担にならないようにすること、より気軽に発信できること、事務局個人の経験や考えも発信できることなどの理由からである。

次年度への要望としては情報発信するための材料を積極的に確保していくことである。現在の発信は、他のアカウントが発信する情報や新聞のネット記事などに対する評価・批判が中心となっている。これは、様々なメディアを常にチェックをしてその内容を検討するなど、ある程度の労力が求められる。それを毎日行うことは難しい。そのため、比較的労力のかからないことや発信する意義のある情報の効率的な確保が必要となる。今年度の事務局で挙げた案としては、事前に（アンケートを取る段階で）許可を得て、アンケートの自由記述に寄せられる大学院生の実態を発信するという方法である。他にもさまざまな方法が考えられると思うので、次年度事務局においても検討して頂きたい。

(2) ホームページ (ブログ)

即時性のあるデータは Twitter に任せ、今年度は主に資料庫としての役割のほか、イベント宣伝や要請行動の報告など、急ぐ必要のないものを挙げて随時更新している。SNS 媒体の反応が良いことからホームページ更新は無理に頻度を上げる必要はない。ただし、アンケート報告書やニュースなど、報道関係の方から問い合わせが来ることがまれにあるため、ホームページ更新が有用であることは間違いない。また、院生に対して全院協の紹介として示すこともできる。

事務局員が過去のもを参考に報告書作成をするほか、一日数十回程度ながら閲覧されており、広報としての役割は一定認められる。SNS が字数に著しい制限があるのに対し、こちらはほぼ自由なため、事務局の負担にならない程度に継続していくことが必要である。

(3) Facebook

今年度もウェブ上の広報媒体として Facebook のアカウントを継続させている。これは、Facebook が情報共有手段として一定の機能を果たしており、有用であると判断したためである。内容としては、ブログ記事のコピーやアンケートの周知など、事務局に負担が過剰にかからないようにした。このため記事作成にかかる負担は非常に少ないため、今後も活用していくことを推奨する。

第5節 カンパ活動・会計報告

第1項カンパ活動

(1) カンパ活動をするに至った経緯

全院協の財政状況を長期的な加盟校の減少によって悪化してきており、特に2007年の立命館大学の脱退によって深刻な財政危機に陥った。そのため2008年度には加盟分担金を財政の基軸にしつつカンパ活動によって収入の不足を補うという方針のもと、臨時でOB・OGに向けたカンパを実施した。

さらに、2010年度以降には今後財政が短期的に改善することは困難であると判断され、恒常的にOB・OGのみならず院生自治会活動に理解のある大学教員に対してもカンパの以来を行うようになった。結果、2008年度は約30万円、2009年度は約35万円、2010年度は約46万円、2011年度は約28万円、2012年度は約35万円、2013年度は約41万円、2014年度は約50万円、2015年度は約31万円、2016年度は約37万円、2017年度は約44万円、今年度は約20万円集まった。

(2) 2018年度のカンパ活動と財政状況

要請行動に全国から多くの学生が参加することを保障する必要から、今年度は45万円をカンパの目標額として設定し、カンパ活動を行った。例年通り7月末にカンパの依頼文を郵送し、11月にはカンパに協力してくださった方にお礼文を郵送した。しかし、今年度は、依頼文・会場カンパ併せて約20万円と、目標額をかなり下回る結果となった。考えられる原因としては3つあり、①他団体との連携活動としてシンポジウム・集会などで発言をし、会場で募金の呼びかけることがあまりできなかったこと、②一橋大学に研究室を持つOB・OGへのカンパ依頼文は事務局員であった小島さんが手渡しすることになっていたが、体調を崩してしまった関係で渡すことができなかったこと、③定期的に一橋大学に足を運べる人がいなかったため返送されてしまった郵便を確認できなかったこと、であると考えている。

(3) 2019年度に向けて

加盟分担金の納入の増加については今後決して楽観できない状況が続いている一方で、省庁・議員要請などの重要な活動への全国的な参加拡大によって交通費補助は支出全体で大きな割合を占めていることから、今後は今年度の反省も含めてより活発にカンパ活動を行う必要がある。カンパ活動は多くの大学教員や関係者に全院協の活動を良く知ってもらう機会でもするため、広報の観点からもカンパ活動は重要な意義がある。具体的なカンパの方法、カンパをお願いする対象については、事務局員の個人的つながりによる郵送と連携企画でのカンパ依頼活動を基本するが、依頼先の拡大にも力を入れていきたい。

第2項 会計報告

(1) 収入と支出についての特記事項

① 収入

- ・ 7月から10月にかけて例年より少額ではあるもののカンパ振込をしてもらえた。
- ・ 加盟校分担金がほとんど集まっておらず、継続して3月、4月まで呼びかけを継続する。

② 支出

- ・ アンケート報告書などの冊子は印刷会社に発注した。
- ・ 余ったアンケート報告書等の資料を自宅へ送る際の郵送費に補助を行った。
- ・ 要請行動の交通費・宿泊費補助に加え、懇親会への参加費にも一定の補助を行った。

(2) 2019年度への提案

- ・ 要請行動は今後も全院協の活動のなかで中心的な活動になっていくこと、また全国的な参加の保障が重要な意義をもつことから、今後も「交通費補助」を支えるためにもカンパ活動を行う必要がある。
- ・ 加盟分担金の支払いの基礎になるのは全院協事務局と各院協・院生自治会の信頼関係であり、その点で各院協への訪問活動などに事務局の会計担当者が同行するなどして信頼関係・人間関係を構築することが重要である。
- ・ 現役・OBOGにかかわらず、学会や集会におけるカンパの呼びかけを積極的に行う必要がある。同様にカンパ依頼先の拡大も目指してほしい。

第6節 他団体との連携

第1項 2018年度の取り組み

今年度も昨年度と同様、奨学金の会との連携を目指してきた。奨学金の会は給付型奨学金創設・幼児から高等教育までの無償教育の実現などを目的とした教育機関関連団体等の集まりで、昨年度ようやく給付型奨学金が設立されたものの様々な課題を残している奨学金や「学費無償化」に関する問題に関しては、こうした団体と協力・連携して要請していくことが効果的である。

高等教育懇談会(旧五者懇談会)は高等教育機関関連団体の集まりでありは問題関心の多くを共有しており、連携することで大学院の問題を社会的に訴えることができる。本年度は「高等教育懇談会」が1年ぶりに開催され、参加し、参加団体との連携に努めることができた。大学改革やグローバル化など、重要かつ具体的な課題における当団体の蓄積は豊富であるため、今後とも連携を続けていくことが望まれる。

また、2017年の要請行動において山本太郎議員本人から、当事者にレクチャーを受けて政策を作っていくなど前向きな提案があったが、本年度は、山本太郎事務所より、「研究開発力強化法」改正案について現役の研究者を対象に聞き取りを行いたいとのことで全院協に依頼があった。こうした依頼があるのも全院協がこれまで毎年活動を続けてきた成果であったと言えるし、こうした質疑のための聞き取りという形で直接に政治に影響を与えることができたという点は収穫であったと言えるだろう。来年度以降も、マンパワーとの兼ね合いはあるものの、多くの団体・議員との連携をめざすことを提案したい。

(1) 奨学金の会

今年度も昨年度と同様に奨学金の会との連携を最優先に位置づけた。給付型奨学金の創設を始めとする奨学金の拡充を位置づける奨学金の会およびその加盟団体とは、多くの目的を共有する。今年度は、奨学金の会については給付型奨学金の省内検討チームの議事録を開示すること、延滞者の多い大学名の公表の撤回を求め²¹、政策の抜本的見直しを求める活動を展開した。

活動としては、以下のようにになっているため、それぞれに積極的にかかわるべきものである。すなわち、奨学金の会の役員会での学習は、加盟団体の幅という観点から高等教育だけでなく高校やその他の教育段階における諸問題を学ぶことができるため、それに基づいて理事校会議等での情勢分析に活用することが可能である。また文部科学省・財務省への要請行動を複数回行うため、広い視点から奨学金問題を扱うことにも繋がる。

今年度は、文部科学省・財務省への要請を行い、奨学金の署名宣伝活動も行った。これらの活動を通じて時宜に即した教育問題を知ることができるとともに、全院協の取り組みをアピールする重要な機会でもある。さらに、設立より毎年行っている署名活動は、4万筆近い署名を集め、その社会的・政治的重要性はますます高まっている。奨学金の会の活

²¹ この延滞者の多い大学名の公表は2017年4月、実施されてしまった。

動は、月 1 回の定例会に加えて、適宜要請行動や署名活動が加わるため、専従のいない全院協にとっては、負担に思われるかもしれない。しかし、上記のような活動は全院協の情勢分析にとっても運動の手法を学ぶという意味でも非常に重要である。したがって、可能であれば複数の担当をおき、イベントには最低限 1 名参加する体制を構築することが望ましい。なお、補足であるが、中央労働者福祉協議会(中央労福協)が奨学金の会と同じく奨学金拡充・給付型奨学金創設を求める署名活動を展開している。こうした要求を同じくする活動との連携も今後の検討課題として挙げておく。

(2) 高等教育懇談会

「高等教育懇談会」とは、「国民の期待に応えうる高等教育をめざす懇談会」の通称のことである。もともとは「五者懇談会」という名称だったが、これは当初の参加団体に因んで呼び習わしたものであり、より幅広く団体・個人との連帯共同の輪を広げていくためには“障害”となることが危惧されたので、第 19 回五者懇談会の際に現在の名称に変更された。

今年度は、およそ一年おきで 2 月 28 日に第 34 回高等教育懇談会が開催された。日本科学者会議 (JSA)、全国大学高専教職員組合 (全大教)、東京地区大学教職員組合協議会 (都大教)、首都圏大学非常勤講師組合、全国大学院生協議会 (全院協) のメンバーがそれぞれ参加した。情勢や各組織の運動について現状を共有し、高等教育政策について活動・運動の連帯の場となるため、今後とも連携を深めるべきだろう。

(3) 若者政策推進議連

2018 年 12 月ごろ、全院協のアドレス宛に日本若者協議会よりメールで「若者政策推進議連」に加盟しないかという旨の連絡があった。日本若者協議会、若者政策推進議連についてメールやホームページによれば以下の通り。

【日本若者協議会】

団体会員

資格—主に若者 (39 歳以下) によって構成される団体

権利—総会への議決権、代表理事への立候補件、理事への立候補件、イベントへの優先参加権

義務—政策委員会への参加、可能な範囲の運営への協力

(個人会員 (入会金) は高校生以下無料、大学生 1000 円、社会人 5000 円)

【超党派議連—若者政策推進議員連盟】

目的：少子高齢化が進む中で、長期的に重要であるものの、相対的に軽視されがちな若者政策の推進

政策例：①若者に関する政策 (若者の政治参加や子育て政策、等)、②若者が責任世代とし

て進めるべき政策（社会保障や財政、等）

※当面は若者の政治参加、若者の意見を吸い上げる窓口の役割

【若者政策推進議連 登録団体】

・資格—若者によって構成する団体であることを公称しており、5名以上が所属している団体。法人格の有無や活動内容は問わない。

・権利（特典）—議連含め政策提言への参加、シンポジウム等での優先招待・発言権、勉強会参加費優遇、登録若者団体間の交流。

若者政策推進議連には、衆参の若手とされる議員の方々（自民、公明、国民民主、立憲民主、日本維新の会、共産）が名前を連ねており、加盟団体となることで名前を覚えてもらえれば要請を受けてもらいやすくなる等のメリットが生じる可能性がある。また、政策提言への参加は、学費・奨学金等の問題について政治家の方もいる場で発言することで興味を持ってもらう機会にもなりうる。加盟を前向きに検討してみてもよいだろう。

とはいえ加盟議員のうちある程度の部分が自民党の議員でもある。ウェブサイト等で議論の様子を伺う限り、社会保障の問題を世代間対立に矮小化させるような議論も出ているものと思われる。

議連へ参加するにあたって、議連の提言が全院協の提言であるとみなされるようなことはないか、また組織の体制はどのようになっているのか、「若者政策推進議連」が開催される周期や参加できるメンバーがいるか等を確認することが必要であると思われる。

第2項 2019年度への提案

2018年度も他団体連携には積極的に取り組んだが、それには時間や労力を割くだけの意義があるからである。第一に、全院協にとって、情勢分析・活動方針の素材として重要な議論・資料を得る機会を他団体連携によって得ることができ、かつ情報交流の場としての機能を果たす。第二に、こうした活動を通じて運動の方針や参加拡大の手法など運動の手法を学ぶことも重要である。今後は、請願署名や企画実施、よりフレキシブルで実効性のある要請行動など、全院協の活動の幅を広げるためにもそうした手法を学ぶことが求められていると思われる。なお付随的には、他団体連携を介してのカンパ活動も、財政基盤が不安定な全院協にとっては重要な機会であり、機会をとらえてカンパを行うことを提案する。例えば、関係諸団体だけでなく、全院協事務局担当者をつてを借りて新たにカンパ先を開拓することも今後重要となると考えられる。今年度アンケートを実施するにあたり、学会への協力依頼を行ったため、引き続き協力が得られた学会へのコンタクトは活用すべきものとする。

第7節 加盟校拡大ならびに全院協の組織基盤強化

第1項 2018年度加盟校拡大の方針の確認

加盟校拡大はそれ自体を自己目的化するのではなく、各大学院協の運動の発展に対して全院協ができることを考えるべきである。各加盟院協の活動が活発化してこそ院生総体としての運動が発展する道が開ける。事務局も含め、多くの院協が一年で担当者が交代するため、確実に引継ぎを行うとともに、繰り返し全院協活動の意義や活動内容の紹介を話すべきである。今般院協活動自体が危機的状況にある中、こうした取り組みは一層の重要性を持つと思われる。

全院協が全国組織として活動をアピールし発展させていくことは、それ自体が重要のみならず、加盟校拡大に資するものと考えられる。奨学金制度の拡充、学費引き下げなどの高等教育分野での漸進的無償化、就職状況の改善といった全国の大学院生に共通の要求を一貫して続けたことの意味を忘れてはならない。なぜなら、社会集団としての大学院生の利害を全国的に代表するのは全院協だけであり、その責任と可能性の自覚の上に立って運動を継続していくことが、全国の大学院生・院生協議会から信頼されるための最も重要な基礎かつ条件となるからである。

逆に、学費や奨学金、就職といった共通の課題ではなく、例えば個別大学の図書予算増額やPC増設などの細かな活動は各大学・各院協でないとできないことである。このことは全院協の側も留意しておく必要がある。同時に、さらに個人の次元でも認識されるべき問題である。各加盟院協との懇談や省庁要請の際に「各大学にお任せしている」という回答があるたびに全国組織だけではなく、各加盟院協の活動の重要性を強く実感する。何より、大学院生の生活・研究諸条件の向上や大学院生の権利と地位の向上は、全国一各大学/各院協一個人というレベルで補足・拡大されねばならない。大学院生の自治組織の強化は全院協と各大学の院生を取り結ぶ位置づけとして意識されねばならないだろう。

第2項 2018年度の取り組みと組織基盤強化に向けた提言

(1) 権利停止校への権利停止解除の呼びかけの継続

今年度は権利停止校に対して、新たに連絡が取り合えるといったことはなかった。大学関係者と関わることのできる機会があれば問い合わせを行い、院協組織の存在を確認する必要がある。

(2) オブザーバー校とのさらなる関係強化

首都大学東京からはオブザーバー参加をいただいている。また、東大教育院協は4月後半に引継ぎがあり、ちょうど全院協と同じく5月に新体制になるということが分かっている。そのため、4月後半に担当者が分かったらこちらに連絡もらうという段取りになっている。

(3) 取り組みへの参加呼びかけ

全院協を維持していくためには、加盟校を拡大させていくとともに、理事校会議、要請行動など全院協の取り組みへの参加者を増やし、全院協への理解者・協力者を増やすことが重要である。

今後もアンケートへの協力、会議や要請行動への参加など多くの学部生・大学院生に参加を呼び掛けていく。特にアンケートについては、詳細は「アンケート」に譲るものの、2014年度より開始した学会を介したアンケート要請が、それ自身として大学院生の実態把握・よりよい要請項目の前提になるとともに、それが個人や各院協への全院協のアピールとしても重要であると思われる。今年度も300近い学会にアンケート協力依頼のメールを送っており、「学会だから関係のないことはやらない」「院生区分がない」というのは論外としても「できたらすぐに送ってほしい」「人手が足りないので趣旨には賛同するが協力ができない」といった声も一定以上聞かれたことは重要である。協力を得られなくても、その存在を多くの大学人に把握してもらうことは今後の活動に有益である。

全院協と関係のない院協や個人へのニュース送付や取り組みへの参加呼びかけは方法から模索すべきなのは言うまでもない。他団体連携の中で知り合った学生・院生の中や各大学での人間関係構築の中において周知していくことが求められる。加盟校に対しては取り組みの意義について繰り返し説明し、認識を共有することともにニュース送付や会議や行動への参加取り組み呼びかけをルーティンとして行っていくべきである。

(4) 理事校—加盟校とのさらなる関係強化

今年度は、関西方面の加盟校拡大が実現できなかったが、事務局に負担が偏ることになるので、事務局経験者などにも協力を要請する必要があると思われる。

京都大学教育学研究科については、2018年の10月に理事校からの脱退を考えているとのことで連絡があった。理由としては、関西と東京で距離が離れており、理事校会議への参加が難しいこと、および全院協に加盟していることのメリットがないこと（その説明が難しいこと）、というのが挙げられた。京都大学では院協費をゼミ毎に集めているそうだが、加盟校分担金についてこのお金はなんなのか、そもそも全院協に加盟していてなんのメリットが有るのか、との声があったとのこと。2月の臨時の理事校会議ではひとまず院協で持ち帰っていただくという話になったが、3月の全代の会議には参加者がいなかったため、現状意思は不明。理事校として加盟してもらうことが難しくても、今後ともアンケート回収等で協力的な関係が続いていくことが望まれる。マンパワーの乏しい中ではあるが、一度関西で院協と対話できる機会を作れると良い。

立命館大学については、これまで呼びかけを行ってきたが、「全院協の活動が政策として成果を挙げるに至っていない」などの理由から2016年6月をもって脱退ということになってしまった。ただし、アンケート拡散には協力していただけるとのことなので、再びオプザーバー校として活動に参加していただくなどの呼びかけを継続的に行って再加盟を目指す

していきたい。

また、北海道大学について、一昨年度は要請行動へ 2 名参加していただき、昨年度は事務局員としても関わっていただいている。しかしながら全院協担当とは連絡が途絶えており、2018 年度をもって脱退するという連絡が来たが、その後正式な連絡が来ておらず、今後の情報共有が必要である。

引き続き会議や加盟校・オブザーバー校との懇談の場において会議の内容や院協の情報共有を行うなど、全院協の活動についても対話していくことが必要である。特に、会議に主体的に参加してもらえるような運営を事務局は心がけることが不可欠である。

(5) 規約改正・個人加盟の承認についての提案

全院協活動のみならず、学生の自治活動については今般「コスト」「無駄なもの」とみる向きが強く、単なる交渉窓口機関と化している大学もある。こうした大学では修士課程生を含め全員強制加入で院協費をとっているにもかかわらず、総会を開かず、要求の取りまとめなども十分行われておらず、在学生に存在意義が十分理解されていないところが多い。加えて、昨今の情勢の変化によりここ 15 年で大学院生、とりわけ博士課程への進学者が半減するという中で、院協組織の維持そのものが困難となりつつある。

近年、事務局内でも、全院協の活動や規約に賛同する大学院生の個人加盟を検討してもよいのではないかというような議論がなされている。大学「改革」の影響などにより、院生協活動の維持存続自体が困難な場合や、そもそも院生の声を吸い上げる院協が大学に存在しないケースもある。加えて、加盟校が「お客様」状態になって主体的な運動ができなくなる恐れがある。だが、全員加盟制で規約に基づいた民主的に運営される院生自治組織を基盤とする全国組織であることが、全院協が社会的に正当な大学院生の代表であると認知される根拠となる。個人加盟方式の組織に全院協を一本化することは、その意味では危険を伴う措置でもある。しかし、首都圏以外の地域の大学院生にとって参加への困難は大きく、また、主体的かつ少ない負担で参加するあり方が十分に検討されてこなかったことも事実である。

個人加盟の一方法として個人院協ユニオンを設立し、院協がない大学院生も、加盟校・理事校と団体として参加する方法も提案されている。このことは次年度への課題として提起するとともに、過去の経験者や加盟校と議論していくべきことであろう。

2018年度 全院協活動記録

3/17	第73回全国代表者会議
5/3	事務局引き継ぎ会議
5/9	奨学金の会－役員会
5/26	第1回事務局会議 奨学金の会－署名集め@御茶ノ水駅
6/3	第1回理事校会議（顔合わせ、方針決定、情勢討議、各院協の状況共有、アンケート項目の最終決定、アンケート調査実施の確認と説明）
6/11	アンケート調査開始
6/23	『日本の科学者』支部つうしんへ寄稿（アンケート協力をお願い）
7/12	奨学金の会役員会
7/23	『日本の科学者』支部つうしんへ寄稿（アンケート協力をお願い）
7/24	「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約政府報告に関する意見交換会」（@外務省会議室）
7/29	第2回事務局会議 『全院協ニュース』第254号発行 カンパ依頼文の発送
7/30	奨学金の会－文部科学省・財務省要請／役員会
8/5	第2回理事校会議（アンケート調査結果の共有（単純集計）、要請行動に向けた準備の開始）
8/23	臨時打ち合わせ（小島さん途中脱退に伴う今後の方針の相談）
8/31	アンケート紙版締め切り
9/13	奨学金の会－役員会
9/27	文科省レクチャー
9/30	アンケートweb版最終締め切り
10/20	第3回事務局会議
10/21	第3回理事校会議（アンケート結果の共有、報告書概要版の検討、要請文の討議）
10/23	『日本の科学者』支部つうしんへ寄稿（アンケートお礼）
10/24	奨学金の会－役員会
11/15	政党・議員宛のFAX・アポ取り
11/22	奨学金の会－役員会
11/24	『全院協ニュース』第255号発行

	カンパお例文の発送
11/26	「2018年度大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査報告書」(概要版) 発行
11/29	山本太郎事務所より、「研究開発力強化法」改正案について聞き取り依頼
12/6	「2018年度大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査報告書」(前掲版) 発行 要請行動事前戦略会議
12/7	国会要請行動(省庁要請、政党要請、議員要請)
12/20	奨学金の会一役員会
12/23	『日本の科学者』支部つうしんへ寄稿(要請行動報告)
1/9	『しんぶん赤旗』に連載記事「重い学費大学院生はいま」(①奨学金・バイトで生活支え)
1/10	同上(②奨学金返済「不安」87%)
1/13	同上(③研究阻むバイト時間)
1/16	同上(④修士課程過半数バイト)
1/17	同上(⑤支出大きく“家庭”断念)
1/18	同上(⑥生活費、就職難が心配)
1/23	奨学金の会一役員会
1/30	『しんぶん赤旗』記事一「奨学金保証料に悲鳴」(日本学生支援機構の保証人制度廃止についての取材記事)
2/2	第4回事務局会議
2/3	第4回理事校会議(京都大学教育学研究科の理事校脱退の相談ほか)
2/16	奨学金の会一署名集め@新宿駅
2/28	高等教育懇談会(五者懇)
3/4	「権利としての無償教育を実現する市民報告書作成会議」の結成集会・記者会見
3/24	第74回全国代表者会議
3/25	『全院協ニュース』第256号発行

2018年度 第74回全国代表者会議 決議案

2019年3月24日発行

全国大学院生協議会（全院協）
〒186 - 0004 東京都国立市中 2-1
一橋大学内院生自治会室気付
TEL&FAX : 042(577)5679
E-Mail : zeninkyo.jimu@gmail.com
Blog: <http://zeninkyo.blog.shinobi.jp>
Twitter: @zeninkyo
